

西会津町農林業振興アクションプラン

～ 農林業で『しあわせ』づくり～



令和3年12月

目次

1 西会津町農林業振興アクションプランについて

- (1) アクションプラン策定の趣旨 P. 1
- (2) アクションプランの位置づけ及び計画期間 P. 1

2 西会津町の農林業の現状と課題

- (1) 西会津町の農林業の現状と課題 P. 2～12
- (2) これまでの施策の実施状況及びその評価 P. 13～14

3 戦略的な農林業振興に向けた施策の実施方針

- (1) 施策体系と施策の方向性 P. 15
- (2) 戦略及び実施事業
 - 施策① 意欲ある農業者による生産・販売活動の推進
 - 戦略1 きめ細やかな新規就農サポート体制の構築 P. 16～17
 - 戦略2 経営改善に取り組む意欲ある農業者への支援 P. 18～22
 - 戦略3 産地化・ブランド化に向けた支援 P. 23～26
 - 施策② 生産基盤の整備と農村環境の保全
 - 戦略4 農地の保全と農業用施設の適切な管理 P. 27～29
 - 戦略5 優良農地の確保と遊休農地対策 P. 30～31
 - 戦略6 有害鳥獣に強い地域づくりの推進 P. 32～34
 - 施策③ 地産地消と農林業を通じた地域づくり
 - 戦略7 町内産農林産物の消費拡大と6次化の推進 P. 35～36
 - 戦略8 農林業を通じた交流活動の推進 P. 37～38
 - 施策④ 森林の活用と多面的機能の発揮
 - 戦略9 森林の保全と活用 P. 39～41
 - 戦略10 森林経営管理事業と森林整備の促進 P. 42～45

4 施策の評価と推進体制

- (1) 施策の評価 P. 46
- (2) 推進体制 P. 46

1 西会津町農林業振興アクションプランについて

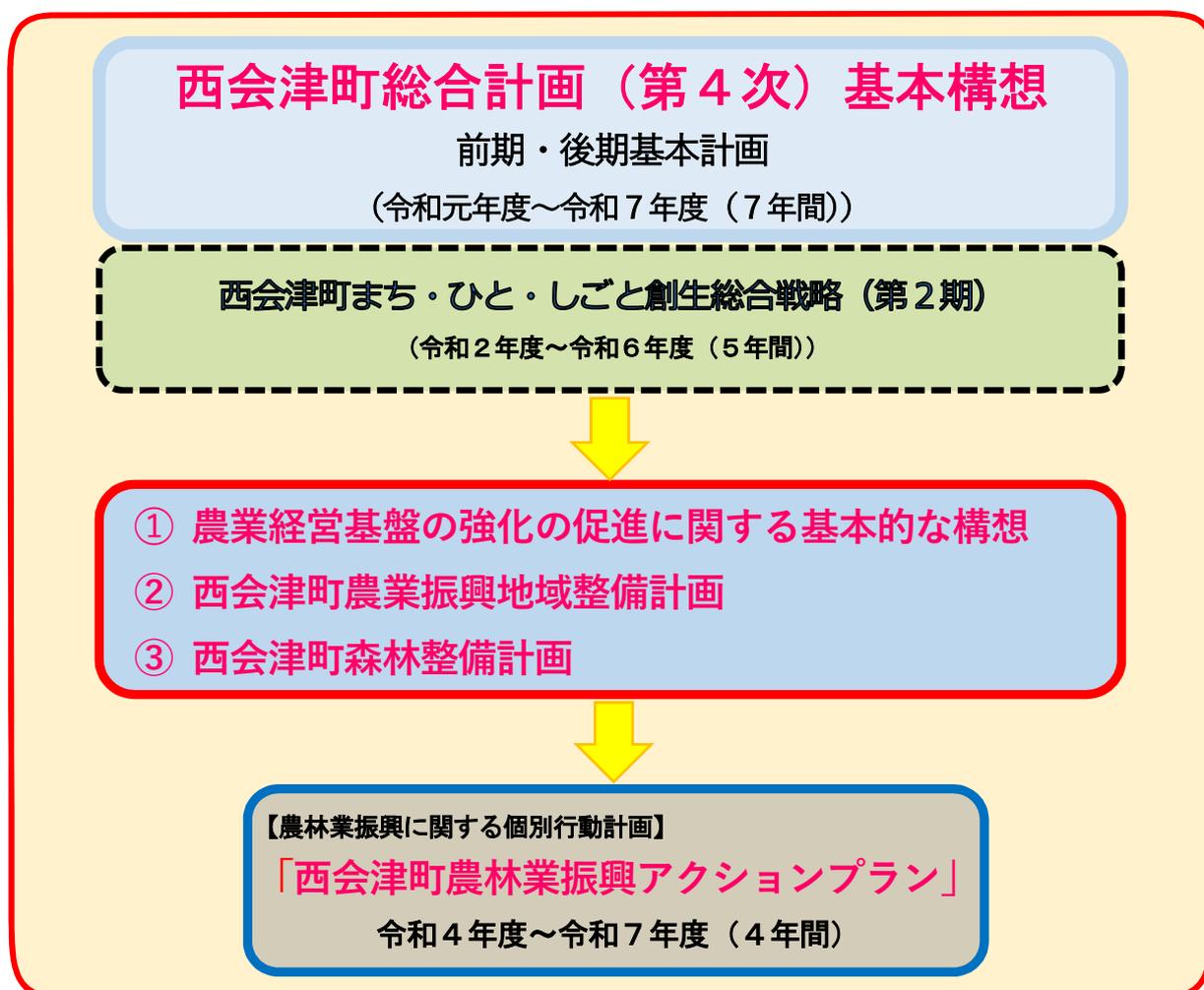
(1) アクションプラン策定の趣旨

西会津町は、令和元年度を初年度とした新しいまちづくりの指針となる「西会津町総合計画」(第4次)(以下「総合計画」という。)を策定しました。総合計画のうち基本構想の期間を令和元年度から7年間と定め、その構想に基づき具体的な施策を展開するため、令和元年度から向こう4年間の前期基本計画を策定し、令和5年度から3年間の後期基本計画を策定することとしています。

これらに即して、本町の農林業が抱える課題を克服し、持続的な成長を成し遂げることを目的に、町が目指すべき農林業振興戦略を明らかにし、実効性のある具体的施策の方向性及びその実施工程を定めるため、西会津町農林業振興アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)を策定します。

(2) アクションプランの位置づけ及び計画期間

アクションプランは、前期基本計画の農林業振興分野の個別行動計画と位置づけていますが、当該計画の中間評価も踏まえ後期基本計画を見据え策定するもので、計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします。また、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、西会津町農業振興地域整備計画、西会津町森林整備計画との整合に配慮します。



2 西会津町の農林業の現状と課題

(1) 西会津町の農林業の現状と課題

① 農業の特徴、就農者の状況

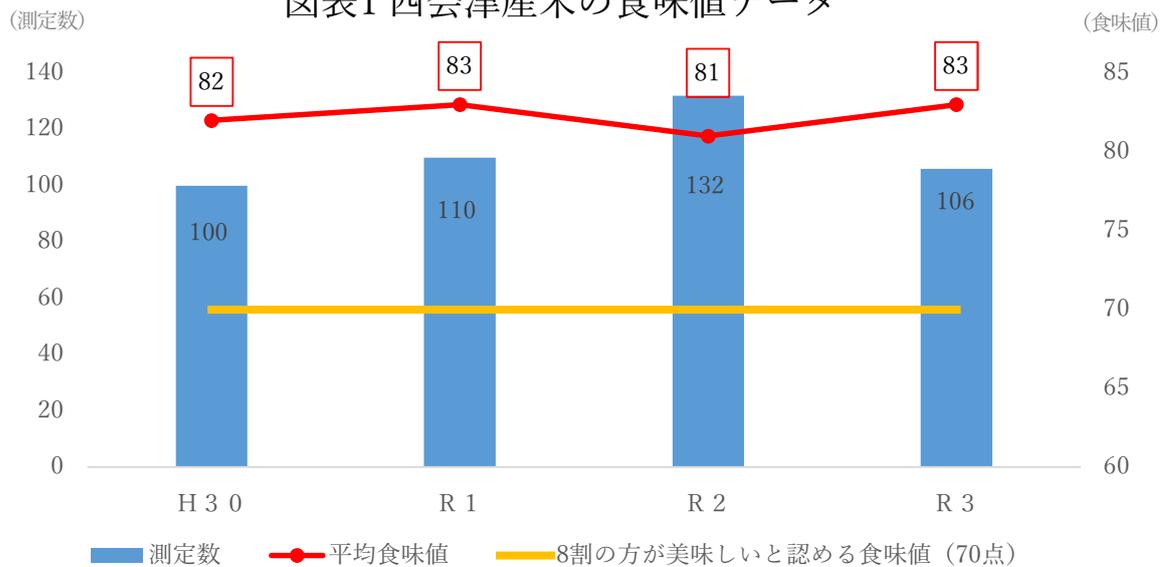
【現状】

- ◇ 西会津町では、平坦でまとまった農用地は限られ、山間の丘陵部に散在した傾斜地が多いことから、水稻とミネラル野菜や菌床きのこなどの高収益作物を組み合わせた複合経営を推進しており、近年では高収益作物である菌床きのこ専業の生産者や法人も誕生しています。
- ◇ 西会津町の顔といえる「米」・「ミネラル野菜」・「菌床きのこ」については、生産拡大や品質の向上、消費者側との結びつきの強化が課題であり、これまで以上に国や県等の関係機関や農協等と連携しながら、産地・ブランドを確立するための取組みが必要です。
- ◇ 米については、近年異常気象が続く中で、他産地等と比較し1等米比率や食味値が高いことから、生産面では技術の底上げが進んでいます。また、ふるさと納税の返礼品として人気を博しているなど消費や販売面でも好調ですが、全国的に米の消費が減少する中で、価格の安定を図るためには需要に応じた米づくりを推進することが必要です。同時に生産者の所得向上を図るためには、雪室の活用や6次化の推進など高付加価値化の取組みが求められています。
- ◇ ミネラル野菜については、健康な土づくり（ミネラル栽培）に取り組み22年が経過し、生産者の高齢化や減少が進んでいるものの、当初から参加している少量・多品種農家を主体とした「にしあいづ健康ミネラル野菜普及会」の生産額は、現在でも全体の約20%を占めています。一方で、総生産額の多くを占めるキュウリの単収は、会津よつば農業協同組合（いいで地区）管内で最も低く、一部地域では土壤伝染性病害の発生が確認されています。また、リース事業により整備されたパイプハウスは146棟に達していますが、使用されていないものが散見され、依然として積雪による倒壊も見られます。果樹については、みしらず柿とシャインマスカットの生産がわずかに行われており、生産量が少ないことから、一部の贈答用やふるさと納税の返礼品、道の駅（直売所）での販売にとどまっています。
- ◇ 菌床きのこについては、平成21年度からのパイプハウスリース事業による初期投資の大幅な負担軽減により生産者数や生産額も順調に推移していましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の影響や他産地の台頭により、近年は価格が低下傾向にあります。一方で、生産者の法人化や町の支援による施設の団地化など生産体制の強化が進んでおり、当初からの目標であった生シイタケの年間生産量100tを令和2年産で達成したところです。
- ◇ 農林産物の加工品については、平成22年度から毎年『6次化食の学校』を開校し、取組者の増加と技術の向上、新商品の開発支援などに努めてきました。この間、平成23年度には農林産物加工研修所「こゆりちゃんキッチン」の整備、平成25年度からは加工施設整備事業補助金を創設し、これまでに個人を対象に8件の施設等の整備

補助を行っています。現在では、取組者が10団体（27名）おり、道の駅（直売所）の人気商品もあることから総販売額は1,000万円を超えていますが、生産量が限られており産地化・ブランド化の域には達していません。

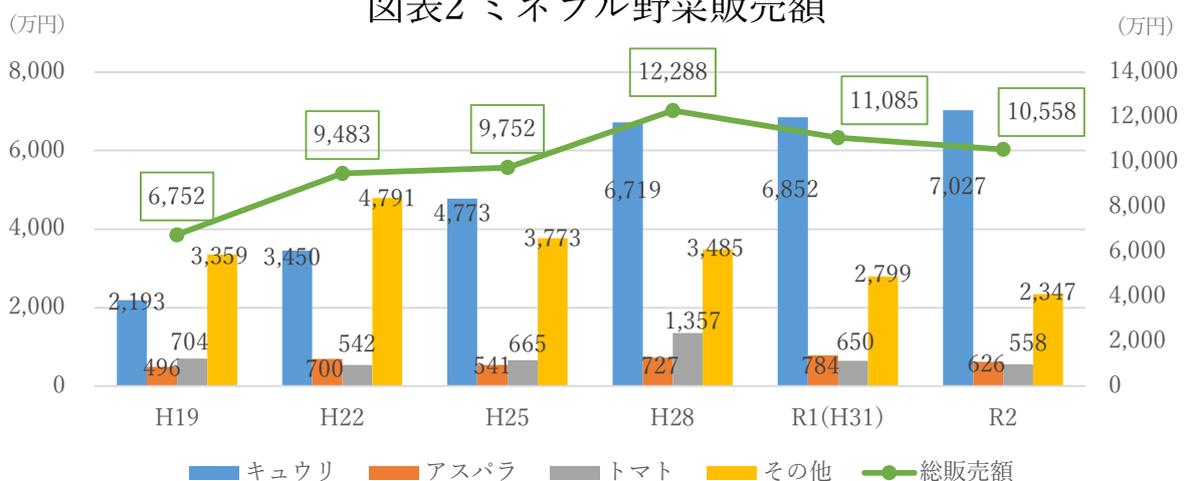
- ◇ 畜産については、肉用牛繁殖農家が2戸となっており、近年は飼養頭数も2戸合わせて10頭前後になっています。町では基金による貸付けや子牛の濃厚飼料代の一部を助成するなど、飼養頭数の維持・拡大を支援しています。

図表1 西会津産米の食味値データ



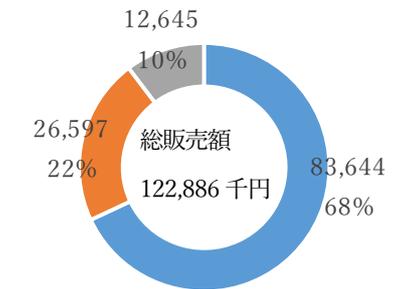
(資料) 西会津町「西会津うまい米コンテスト結果」

図表2 ミネラル野菜販売額



(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

図表3-1
H28ミネラル野菜生産団体別販売額



- にしあいづ施設園芸生産振興組合
- にしあいづ健康ミネラル野菜普及会
- 西会津産直野菜出荷組合

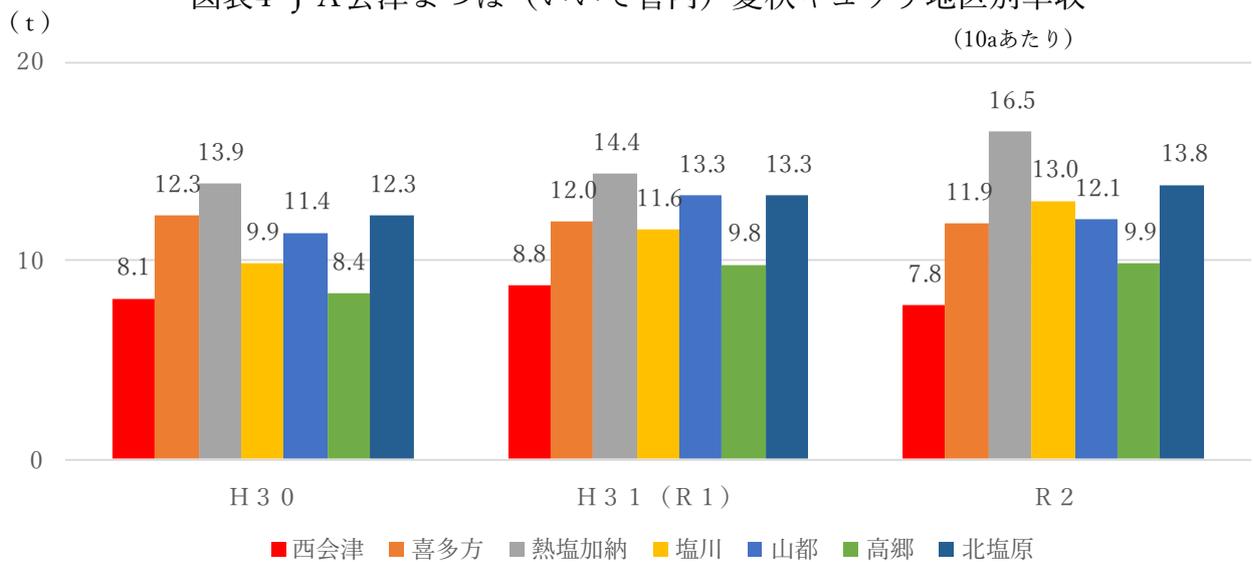
図表3-2
R2ミネラル野菜生産団体別販売額



- にしあいづ施設園芸生産振興組合
- にしあいづ健康ミネラル野菜普及会
- 西会津産直野菜出荷組合

(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

図表4 J A会津よつば (いいで管内) 夏秋キュウリ地区別単収

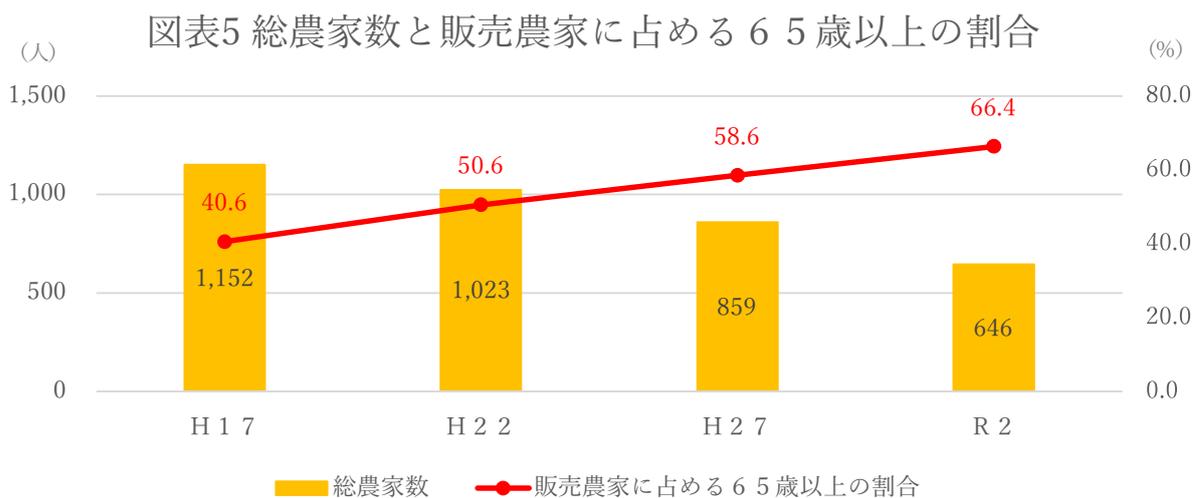


(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

- ◇ 総農家数は平成17年から令和2年までの15年間で4割以上減少し、販売農家に占める65歳以上の割合は66.4% (令和2年) と、全国平均64.9%及び福島県平均62.2%をともに上回っており、農業の担い手の減少と高齢化が進んでいます。
- ◇ 新規就農者数は平成20年から令和2年までで13組 (18人) おり、そのうち定着したものは10組 (13人)、定着率は76.9%となっております。
 営農形態は、水稻専業または野菜との複合経営が6組 (7人)、菌床きのこ栽培が7組 (11名) となっております。

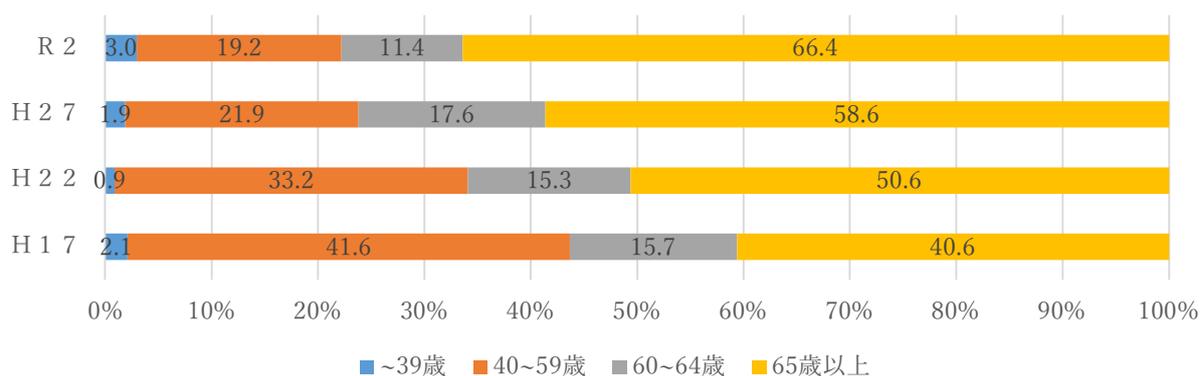
また、就農形態は、Iターン就農が4組（5人）、Uターン就農が2組（3人）、親元就農が5組（8人）、町内非農家からの就農が2組（2人）となっています。

◇ 西会津町における販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、平成22年の1.42haから令和2年には1.86haへと拡大していますが、平成26年度から始まった農地中間管理機構による農地集積の利用は、令和2年度までに16.7ha（所有者40件・借受者7件）と低迷しています。



(資料) 農林水産省「農林業センサス」

図表6 西会津町の販売農家の年齢別割合

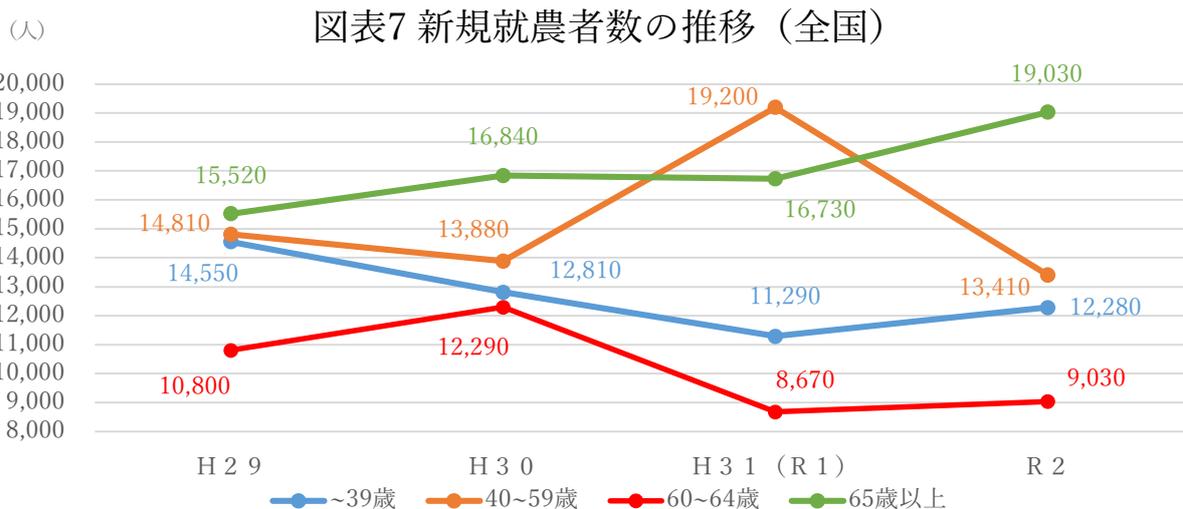


(資料) 農林水産省「農林業センサス」

【課題の考察】

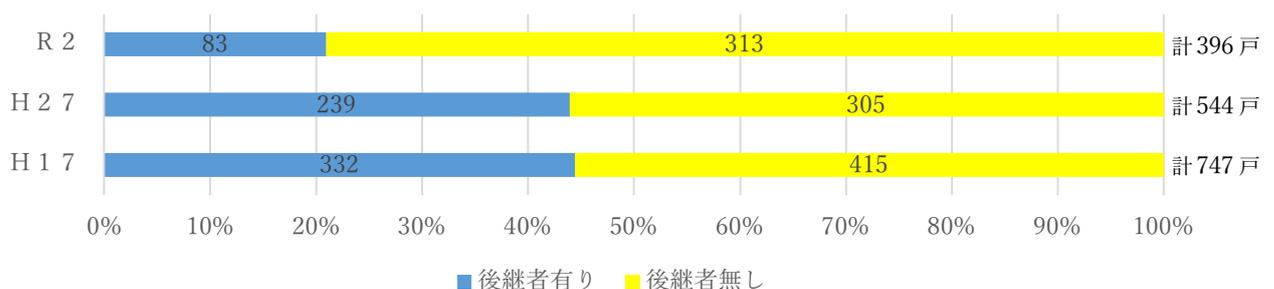
- 米については、需要が減少し続ける中での価格の安定と高齢化が進む篤農家の生産技術の継承及び標準化が求められています。それには、経営所得安定対策等を活用した主食用米以外の作物への転換推進や地域の話し合いによる（守るべき）農地の選択など需要に応じた生産とA IやI C Tの活用などによる生産技術の継承等を進めることが必要です。
- ミネラル野菜については、少量・多品種栽培に取り組む農家と単一品種の大規模栽培を目指す農家があり、営農継続や経営強化など対象農家の目標や現状に応じたきめ細かい対応が求められています。また、単収の改善や病虫害対策については、県、農協等関係機関・団体と連携し、土壌分析による施肥など優れた点は残しつつも、安価な資材を確保するなどミネラル栽培の見直しや篤農家の生産技術の共有と標準化、基本的な生産管理の徹底など産地として確立するための体制づくりが求められています。
パイプハウスの管理等については、移設や再建などに生産者同士で自ら取り組める共助の体制づくりが必要です。柿やブドウなどの果樹についても、生産技術の指導や集出荷・流通を行う県や農協等関係機関・団体と連携しながら取り組むことが必要です。
- 菌床きのこについては、パイプハウスのリース事業や施設整備への支援など他産地と比べても、手厚い支援を講じてきました。産地・ブランドの確立には更なる生産量の増加と品質の向上が必要であり、生産技術の進歩やそれに伴う施設の高度化などへの対応と種菌メーカーと連携した生産技術の共有や標準化を進めることが必要です。
- 農林産物の加工品については、生産者個々の取組みが定着しており、主な販路は道の駅(直売所)、インターネット通信販売、イベント等出店となっています。このうち、道の駅にしあいづ(直売所)には新潟方面を中心に年間約50万人の来場があります。
この身近にある大きな市場を十分活かせる商品の開発が必要です。具体的には、再来場率が高いことを踏まえ、季節ごと(旬)のものや日常的に食べるものを数多くそろえることが重要となります。また、鳥獣被害の発生要因の一つとされる未利用の柿や栗、消費が減少している米やそば、転作や遊休農地対策として期待される汎用性が高い土地利用型作物を活かした商品の開発が求められています。
- 畜産については、耕種農業と比較すると新規就農(親元就農等を除く)は難しいとされていますが、経営の継続と後継者の確保が図れるように支援の継続が求められています。また、水田農業における非主食用米への転換策の中心となる飼料用米や飼料作物の生産が耕畜両農家の経営強化につながるように地区内循環の仕組みづくりが必要です。
- 就農人口が減少し、高齢化が進む中、新規就農者の確保が課題ですが、その一方で、付加価値の高い農産物の生産や新たな販路開拓に取り組む意欲ある就農者も育ってきています。そうした事例を就農相談に活かしながら、移住就農だけでなく地縁による(定年)退職就農や親元就農、Uターン就農など希望者の実情に応じたきめ細かい対応を行うとともに、関係機関との連携を強化し、これまで以上に確実に就農定着に結び付けていく必要があります。

- 農業の持続的な発展には、いわゆる専業農家を始め、意欲ある農業者が「儲かる農業」を実現していくことが重要であり、農地の集積・集約やスマート農業技術の導入による経営の効率化、6次産業化等による高付加価値化などを進め、農業を継続できる環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 新規就農者や担い手の確保・育成には、各対象年齢層のニーズに応じた対応と組織化、法人化等、多様な経営体への移行支援、多様な就農方法を選択できる環境の整備など様々な課題があることから、その解決策の一つとし農業公社の可能性について、調査・検討が求められています。また、新規就農時の3つの壁といわれる初期投資、農地及び住居の確保についての対応が必要です。
- 農業法人などによる障がい者等の雇用は、就労の場の確保や自立支援につながるとともに、担い手不足の補完、耕作放棄地の発生防止が期待されることから、農業と福祉のさらなる連携が必要です。
- 国の「食料・農業・農村基本計画」や「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、SDGsを契機とした環境に配慮した持続可能な農業の推進が求められています。



(資料) 農林水産省「新規就農者調査」

図表8 農業後継者（販売農家）の状況

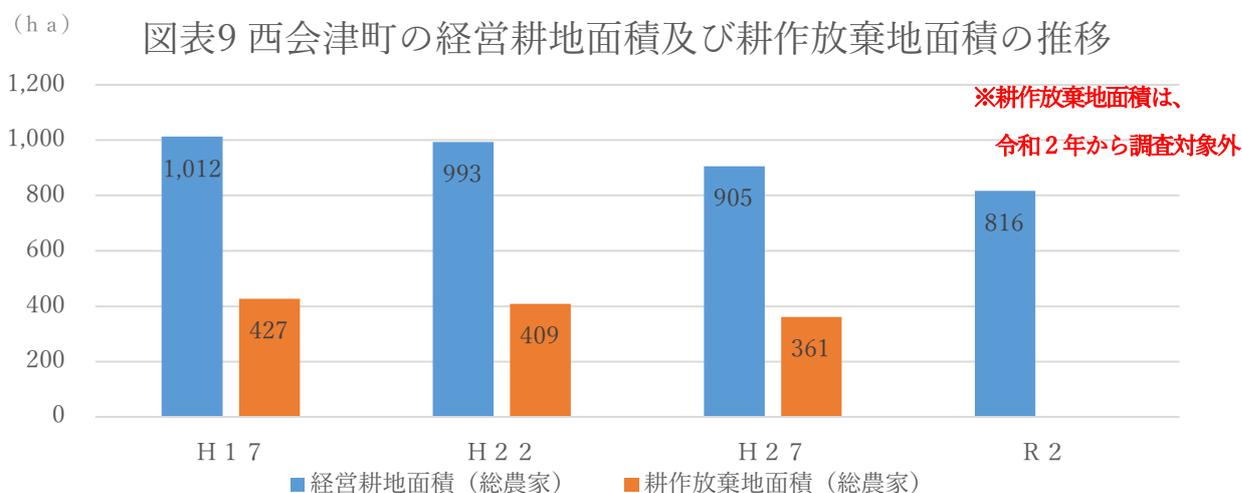


(資料) 農林水産省「農林業センサス」

② 農地・農業用施設・農村地域の状況

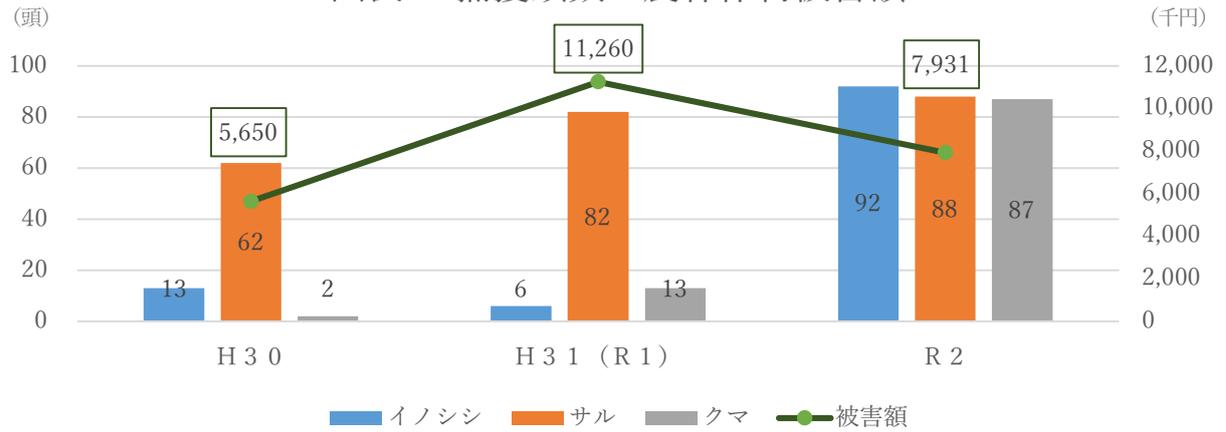
【現状】

- ◇ 農業者の高齢化や減少に伴い、農地とこれを支える多数の農業用施設を守っていくことが困難になりつつあります。
農業生産の維持・拡大を下支えするためには、これらの生産基盤の確保と強化に計画的に取り組む必要があります。
- ◇ 西会津町の耕地面積は年々減少しており、耕作放棄地面積は実質的（森林・原野化したものを含めた場合）には増加しています。農業と農地は農作物の生産の場としての機能だけでなく、景観保全、水源涵養や洪水防止など、多面的機能を有しており、耕作放棄地の増加により、これらの機能の喪失が懸念されます。
- ◇ 多面的機能の恩恵を享受している農業者以外の住民も含めた集落等機能の強化が、これまで以上に求められます。
- ◇ 鳥獣による被害の拡大は、農業所得の減少や営農意欲の減退が危惧される状況になっています。ニホンザルについては、群岡・新郷・奥川地区を中心に被害が続いており、イノシシは、町内全域で水稻を中心に農作物だけでなく、田の掘り起こしなど生産基盤への被害も拡大しています。また、ツキノワグマについては、農作物被害は少ないものの、人家近くへの出没が多発しており、人身被害の発生が危惧されます。



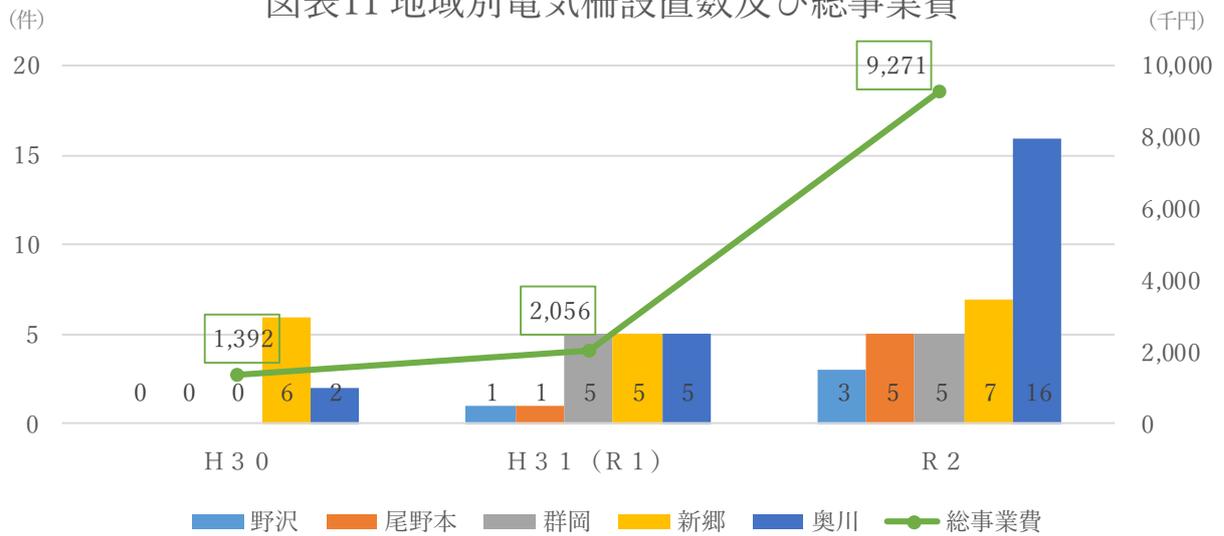
(資料) 農林水産省「農林業センサス」

図表10 捕獲頭数と農林作物被害額



(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

図表11 地域別電気柵設置数及び総事業費



(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

【課題の考察】

- 町内には、農業用水路、ため池、揚水機をはじめとする多数の農業用施設が有り、その多くが耐用年数を経過していることから、その再整備や施設マネジメントの視点からの長寿命化等の対策が必要です。また、施設の大部分を管理する土地改良区の体制強化が急務です。
- 農業用施設を地域ぐるみで守っていくために、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度を活用し営農活動を継続できるよう必要な支援を講じることが求められます。また、単に水路の泥上げや草刈りにとどまらず、制度を通じて地域の人・モノが持つ可能性を結び付け、地域の発展・活性化につなげる取組みへの支援も必要です。

- 今後も農地を有効に活用していくためには、それぞれの農地が持つ生産性や有用性の検証、粗放的な利用方策の確立などにより、人・農地プランの策定等地域ぐるみの話し合いを通じた合意形成が必要です。
- ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマなど有害鳥獣対策については、加害個体の捕獲や電気柵の設置にとどまらず、地域ぐるみで鳥獣が出没し難い環境づくりの取組みを粘り強く拡大していく必要があります。それには、専門的な知識等を備えた人材による地域に寄り添った支援が必要であり、更なる人材の確保と育成が急務です。

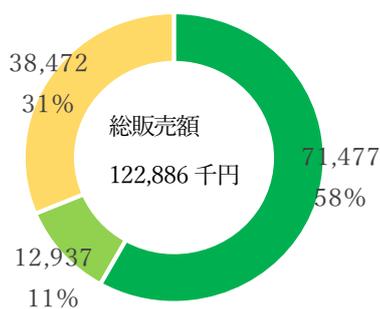
③ 農林産物の販売と消費

【現状】

- ◇ 西会津町は中山間地域の人口6千人弱の小さな町でありながら、人口79万人を擁する新潟市に近接し、町内の道の駅（直売所）には年間50万人の来場があり、地場産の農林産物を地元で販売できる環境が整っています。
- ◇ 地産地消という点では、学校等給食や一部の飲食店でミネラル野菜が取り入れられていますが、町民が普段の生活で利用することが多い町内店舗での地場産農林産物の取扱量は限定的であり、消費意欲は伸び悩んでいます。また、それに伴い町の農業への関心も薄れ、町民からの新規就農や担い手の確保・育成にも影響が及んでいます。
- ◇ 農協が運営する会津野菜館の稼働により選別・出荷作業の負担が軽減され、更なる規模の拡大や品質の向上を目指す機運が高まっていますが、ミネラル野菜として他産地との差別化をどう図るかについては課題が残ります。

図表12-1

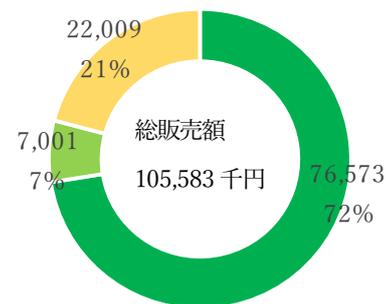
H28ミネラル野菜出荷先別販売額



- (町外) 農協
- (町外) ヤオコー
- (町内) 道の駅・リオンドール・給食

図表12-2

R2ミネラル野菜出荷先別販売額



- (町外) 農協
- (町外) ヤオコー
- (町内) 道の駅・リオンドール・給食

(資料) 西会津町「農林振興課調べ」

【課題の考察】

- 町内最大の市場である道の駅の集客力と販売力を更に高めるために、季節ごとの看板商品の開発・確保など年間を通じた商品の充実や近接する道の駅との連携強化が必要です。
- 消費者である町民に、食と農業に対する理解を深めてもらい、支えてもらうことが大切です。6次化の推進や飲食店と生産者のマッチングなど、町内農林産物の消費の拡大と地産地消（又は近消）を進める取組みの継続が必要です。また、商工業者や旅行者等にも農業との関わりを深めてもらうことで、地産地消（又は近消）を推進していくことも必要です。

さらに、町内の児童・生徒に対し食の重要性を伝える「食育」に加えて、食を支えている農業に関しての知識や体験など、農協等関係機関と連携した「食農教育」の取組みを強化していくことが必要です。
- 新しい販売方法やサービス、研究開発等の様々なアイデアを有する企業等に対し、連携可能な農家を紹介するなど異業種交流を通じ、所得の向上につながる新たな仕組みづくりを検討することも必要です。
- 農協による集出荷体制の一元化の推進により、生産現場での作業も効率化が進み、規模拡大や品質向上への取組みの強化が期待できます。

一方で、これまでの西会津町独自の取組みを高く評価していただき好条件での取引が継続されていた市場・流通関係とのつながりが薄れることのないように農協等関係団体等と連携を図ることが必要です。

④ 森林・林業の状況

【現状】

- ◇ 農林水産省「農林業センサス」によると、町の総林業経営体は平成17年（153経営体）から令和2年（13経営体）までの15年間で9割以上減少しており、その多くが家族経営体となっています。

国産材価格の低迷が生産意欲の低下や担い手の不足・高齢化を招き、間伐等の森林施業の遅れや放棄が増加しています。
- ◇ 福島県農林水産部「福島県森林・林業統計書」によると、町の総森林面積は25,360ha（令和元年）となっており、町の総面積の約85%を占めています。そのうち、国有林が5,110haであるのに対して、民有林が20,250ha（約80%）とその多くを占め、民有林の76%（15,396ha）がナラ・ブナなどの広葉樹で構成されており、人工林の多くを占めるスギ等の針葉樹と同様に適切な管理が進まなければ、木材の生産機能だけでなく、水源の涵養や災害の防止、保健休養や地球温暖化抑制機能の発揮、そして有害鳥獣の出没抑制など公益的機能の著しい低下も危惧されます。

- ◇ 森林組合によれば、間伐した立木の約半分は地形や路網等の立地条件から搬出できず、林内に伐り捨てているとのこと。また、平成29年に町が実施した先進的森林資源活用実現計画策定事業による調査では、町内全域の林道密度（林道総延長/森林域面積）は4.4m/haで、全国の私有林平均約5.4m/ha、福島県全域の約7.2m/haと比較しても、林道の開設は十分ではない状況にあります。
- ◇ 町では全国に先駆けて主要公共施設に木質バイオマスボイラーの導入を進めてきましたが、地元産材による燃料供給体制の構築が進んでおらず、森林資源の活用による経済効果を地域循環することができていません。

【課題の考察】

- 林業においても規模が小さい経営体の減少が進む一方、森林組合などスケールメリットのある経営体では、雇用による担い手の確保が徐々に進んでいます。
個人経営での新規参入は農業以上に困難であり、森林組合等の経営体が雇用による担い手の確保を進められるように、持続可能な事業体制の構築が求められています。
なお、福島県では森林の再生や林業の成長産業化の実現を目指し、これからの林業を担う人材を育成する「林業アカデミーふくしま」を令和4年度から開講することから、県と連携した担い手の育成・確保に向けた取組みを今後検討していくことが必要です。
- 森林の適切な管理を進めるためには、木材搬出用の車両が通行できる路網の整備推進と搬出された木材の町内近傍での利用促進が必要です。
利用促進の面では、既に町の主要施設には木質バイオマスボイラーが導入されており、恒久的財源である森林環境譲与税を活用した地元産材のペレットやチップが供給できる体制の構築が急務となっています。
- 路網整備の面では、現在整備が進む林業専用道（杉山前佛線）の効果を検証しながら効果的かつ計画的な整備が必要となっています。
また、平成31（令和元）年度に開始された森林経営管理制度による森林管理の適正化と、林業経営の効率化についても地域林政アドバイザーの配置など、町の林業行政の体制強化を進めていくことが必要です。

(2) これまでの施策の実施状況及びその評価

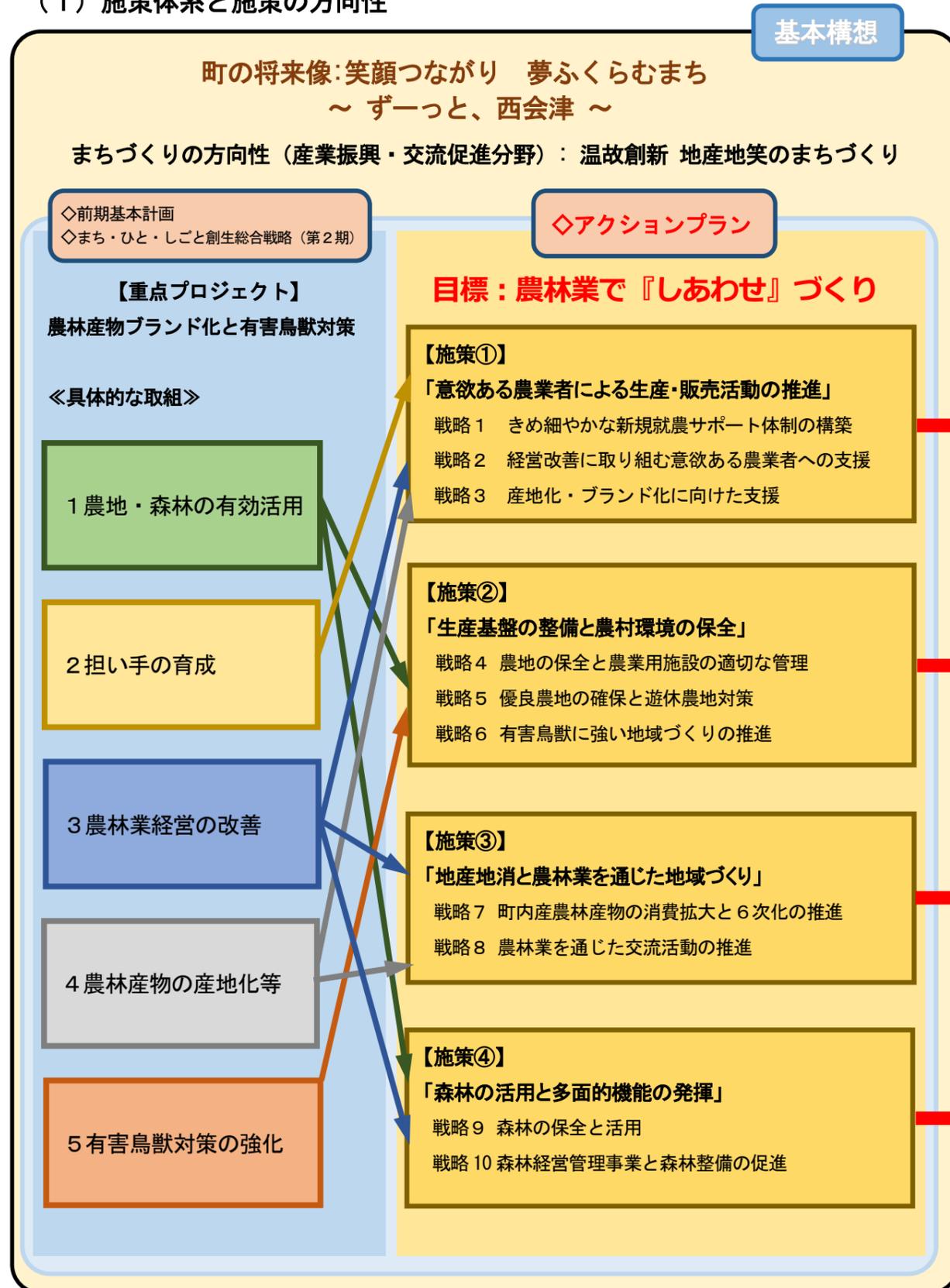
※評価区分 ■ A：現状維持 ■ B：拡充し継続 ■ C：見直しながら継続
■ D：縮小・廃止を検討 ■ E：今後更に検討したうえで評価

分野	まちづくりの方向性	具体的取組	事業名	評価	実績		
					項目	H28	R2
農林業	温故創新 地産地笑のまちづくり	農地・森林の有効活用	多面的機能支払交付金	B 農業用施設の維持管理に効果が大きいことから、長寿命化対策も含め拡充し継続。	多面的機能支払交付金 協定面積 (ha)	1,005	901
			中山間地域等直接支払制度	B 中山間地域での農業継続には必要なことから、広域化を含め拡充し継続。	交付金額 (千円)	44,383	40,138
			農地中間管理 (農地バンク) 事業	C 優良農地の保全に効果を発揮するために、見直しながら継続。	中山間地域等直接支払制度 集落協定数 [個別]	44 [18]	41 [18]
			農地パトロール		協定面積 (ha)	664	626
			産米改善対策	A 米の安全・安心を確保するため現状維持。	交付金額 (千円)	79,358	73,779
			市民農園運営事業	E 目的や効果を今後更に検討した上で評価。	農地バンクによる貸借成立件数 ※H26～H28とH29～R2の比較	82	20
			森林経営管理事業	E 新たな森林管理システムである森林経営管理制度が開始され間もないため、今後更に総合的に検討した上で評価。	耕作放棄地面積 (ha)	104	127
			林業専用道整備事業 (杉山前佛線)		産米改善対策 実施面積 (ha)	74	64
			広葉樹林再生事業		補助金額 (千円)	1,444	1,154
			流域森林総合整備事業		森林組合支援 補助・委託費等 (千円)	62,940	66,303
			森林環境基本枠事業		施業面積 (ha)	193	184
			間伐対策等支援事業		雷山公園管理費 (千円)	1,051	2,027
			森林環境保全整備事業		人・農地プラン 策定済み地区数 [策定済み面積]	11地区 [491ha]	13地区 [515ha]
		雷山生活環境保全林	中心的担い手への集積率 [面積]		63% [310ha]	67% [345ha]	
		担い手の育成	人・農地プラン作成支援	B 担い手の確保・育成は喫緊の課題であることから、拡充し継続。	5 ha以上経営面積農家数 (戸)	27	25
			経営体育成支援事業	B 新規就農者の確保・定着は喫緊の課題であることから、拡充し継続。	新規就農者数 (人)	2	2
			農業次世代人材投資事業 (経営開始型)		認定農業者数 (人)	55	56
			新規就農者あんしんサポート事業				
		農林業経営の改善	園芸ハウスリース事業	C 施設栽培は単収及び品質の向上に必要なことから、農家の負担が大きい冬作の推進から夏秋栽培の重点化などへの転換について、見直しながら継続。	園芸ハウスリース事業 リース件数 (無償譲渡分含む) [棟]	140	146
			菌床栽培用ハウスリース事業	B 1菌床当たりの収穫量や品質の更なる向上を図るために、施設の高度化に対する支援など拡充し継続。	菌床用ハウスリース事業 リース件数 [棟]	25	50
			農林業振興普及実践事業 (農産物販路拡大事業)	D 当初目的 (販路確保と収益向上) を達成しているため、事業の縮小・廃止を検討。	肉用牛の飼養頭数 [うち貸付頭数]	14 [3]	9 [4]
			肉用繁殖雌牛導入支援事業 (基金事業含む)	A 畜産経営に有効であることから現状維持。	経営所得安定対策 申請件数	472	90
			集落型ライスセンター整備事業	B 農業経営の安定・強化のために、国県の制度改正や農家の意向に即し、改善・拡充し継続。	交付金額 (千円)	73,254	47,423
			経営所得安定対策等		環境保全型農業直接支払交付金事業 取組者数	48	50
			環境保全型農業直接支払交付金事業		申請面積 (ha)	108	105
			GAP (農業生産工程管理) 認証の推進	A 農業経営に有効であることから現状維持。	交付金額 (千円)	8,533	5,888
			農業経営基盤強化資金利子助成事業 等				
		土地改良事業補助金	C 長寿命化対策が急務となっている農業用施設の大部分を管理する土地改良区の体制強化の方策について、見直しながら継続。	土地改良区補助金額 (千円)	1,000	2,000	

分野	まちづくりの方向性	具体的な取組	事業名	評価	実績		
					項目	H28	R2
農林業	温故創新 地産地笑のまちづくり	農林産物の産地化等	健康な土づくり（ミネラル栽培）事業	C 土壌分析を基本とするミネラル栽培の利点は活かし、より安価な資材の確保やスマート農業技術等の導入推進など経営強化と営農継続の両面に配慮し、見直しながら継続。	栽培指導専門員配置数（人）※R1から2人体制 西会津一うまい米コンテスト ※H26から開催 出品数※R1からコシヒカリ以外の品種部門も設置 最高値[平均値]	1 108 89[84]	2 149 89[81]
			西会津産米販売力強化事業（米食味分析計の活用）	B ふるさと納税の返礼品や雪室の活用強化など本町産米の需要拡大には絶好の時期であることから、食味マップの作成活用も含め拡充し継続。	米[そば] 生産者数 生産面積（ha） 生産量（t） 主な出荷販売先	646戸 637[41] 3,337[22] J A、愿商店（山本商事）、その他、自家消費	534戸 602[39] 3,154[22]
			きのこの里づくり	C 町の取組みが生産量の増加と品質の向上につながるように、見直しながら継続。	ミネラル栽培 生産者数[生産面積] 販売額（千円）きゅうり トマト アスパラ ニラ その他 計	82人[16ha] 67,190 13,571 7,270 5,116 29,739 122,886	69人[13ha] 70,272 5,584 6,260 3,860 19,607 105,583
			農林産物加工施設の整備	C 農家の所得向上、栗・柿などの未利用果樹木対策、米・ソバの消費拡大、遊休農地の発生防止など諸課題の解決も期待できることから、見直しながら継続。	主な出荷先	J A、道の駅、ヤオコー、リオンドール、給食	
			農林産物加工開発事業		菌床きのこ※H28とR2の比較 生産者数（法人・人） 生産量（kg）しいたけ 乾燥しいたけ きくらげ 乾燥きくらげ 主な出荷販売先	2法人+10人 56,614 194 10,000 2,088 J A、直売所	3法人+8人 108,387 3,330 16,155 1,923 J A、直売所
			雪室貯蔵施設	B ふるさと納税の返礼品として米が好調であり、これを機に雪室貯蔵を付加価値とした本町産米の需要拡大を進めるために、拡充し継続。	農林産物加工品 取組団体数[構成員数] 施設整備補助件数※H26～H28とH29～R1の比較 施設整備補助金額（千円） 販売額（千円） 主な出荷販売先	9[29] 7 8,426 9,930 道の駅、インターネット、イベント	9[23] 8 10,384 11,100
			「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業	A 一定の効果は上げており、県の事業であることから現状維持。	有害鳥獣対策費（千円）町費 国費（総合対策交付金）	2,633 3,507	14,280 3,191
			有害鳥獣対策	有害鳥獣対策の強化	被害防止対策（電気柵の設置、被害防止パトロール等）	B 一定の効果はあげているものの、被害は減少していないことから、拡充し継続。	有害鳥獣捕獲頭数 イノシシ ニホンザル ツキノワグマ
出沒抑制対策（追い払い活動、集落周辺の環境整備、サルが生息域調査等）	被害対策実施隊員数（人）	26			27		
捕獲対策（鳥獣被害対策実施隊の増員、わな猟免許の取得支援、捕獲機の増設等）	電気柵補助設置箇所数 電気柵補助設置延長（m）	1 500			36 19,183		
I C Tを活用した対策の強化	B 捕獲率の向上や見回りの省力化などに効果が大きいことから、拡充し継続。	被害防止対策講習会等開催回数			1	9	
鳥獣被害対策市町村リーダー育成モデル事業（人材確保対策）	B 対策の効果を最大限発揮するためには専門的知識と資格を備えた人材による地域に寄り添った支援が必要であることから、拡充し継続。	有害鳥獣被害額[面積] イノシシ ニホンザル ツキノワグマ 計			456千円[86a] 3,025千円[327a] 325千円[22a] 3,806千円[435a]	4,311千円[487a] 2,313千円[183a] 1,307千円[619a] 7,931千円[1,289a]	
		※調査対象をH30より自治区長から被害発生自治区全住民に変更。					

3 戦略的な農林業振興に向けた施策の実施方針

(1) 施策体系と施策の方向性



【戦略に位置づける事業】

【施策①】

- 戦略1 **重点事業** 農業公社設立調査・検討
新規就農相談、農業次世代人材投資事業 (令和4年度から新制度に移行)、新規就農者あんしんサポート事業、空き家バンク
- 戦略2 **重点事業** パイプハウスリース事業 (園芸・菌床きのこ)、農業公社設立調査・検討 [再掲]、ライスセンター整備、育苗生産販売施設 (ナーサリー) 整備の検討
農業経営相談、経営所得安定対策等、人・農地プラン作成支援事業、農地中間管理事業 (農地バンク)、産地生産基盤パワーアップ事業、経営体育成支援事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業)、畜産クラスター事業、肉用牛特別導入事業・肉用繁殖雌牛導入支援事業、環境保全型農業直接支払交付金事業等、農業経営体法人化支援事業、産米改善対策事業、制度資金・利子補給等による支援
- 戦略3 **重点事業** パイプハウスリース事業 [再掲]、健康な土づくり・普及促進事業 (ミネラル栽培振興モデル事業)、キュウリ収量品質向上対策、西会津産米等ブランド化事業 (山村活性化支援交付金事業)、西会津産米販売力強化事業、雪室活用事業
農産振興事業 (「ふくしまプライド。」県産農林産物販売力強化支援事業) (令和4年度から新制度に移行)

【施策②】

- 戦略4 **重点事業** 土地改良区支援事業、土地改良施設維持管理適正化事業
多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業、遊休農地等保全対策支援事業、防災重点農業用ため池評価事業 (令和3年度から県で実施)、団体営水利施設長寿命化対策事業
- 戦略5 地域集積協力金、経営転換協力金 (令和6年度廃止)、人・農地プラン作成支援事業 [再掲]、食味マップの作成
- 戦略6 **重点事業** 有害鳥獣防除事業 (電気柵設置費補助)、有害鳥獣解体処理施設整備、ジビエ肉制限解除に向けた検討、有害鳥獣駆除体制強化支援事業 (新規な猟免許取得補助)
鳥獣被害防止総合対策交付金事業 (捕獲報償金の支給)、専門員の配置及び育成、狩猟技術向上支援事業、森林環境交付金事業 (基本枠) (野生動物との共生林整備)、被害防止体制強化事業 (集落説明会)

【施策③】

- 戦略7 **重点事業** 山村活性化支援交付金事業 [再掲]
町内産農林産物販路開拓事業、農林産物加工施設整備事業補助金、県産品加工支援センター及び福島地域産業6次化サポートセンターとの連携、市民農園運営
- 戦略8 **重点事業** 西会津産米販売力強化事業 [再掲]
農産振興事業 (「ふくしまプライド。」県産農林産物販売力強化支援事業) [再掲]、移住・定住促進事業

【施策④】

- 戦略9 **重点事業** 木質バイオマス燃料供給体制の検討
森林環境交付金事業 (基本枠)、雷山生活環境保全林管理、林業研修センター運営
- 戦略10 **重点事業** 広葉樹林再生事業、林業専用道整備事業
森林経営管理事業、間伐対策等支援事業【森林資源循環利用促進事業】、森林環境保全整備事業、流域森林総合整備事業【地域林政アドバイザー支援事業】

(2) 戦略及び実施事業

施策① 意欲ある農業者による生産・販売活動の推進

第4次総合計画
前期基本計画

まち・ひと・しごと
創生総合戦略（第2期）

【まちづくりの方向性】

温故創新 地産地笑のまちづくり

[重点プロジェクト]

農林産物ブランド化と有害鳥獣対策

〈具体的な取組〉

2 担い手の育成 3 農林業経営の改善 4 農林産物の産地化等

戦略1 きめ細やかな新規就農サポート体制の構築

【背景】

農業従事者の高齢化や減少等により、農業の担い手不足が深刻化しています。一方で、移住者等による新規就農や集落営農の組織化・法人化も徐々に進んでおり、多様な就農につながる動きが見られます。

【戦略の狙い】

新規就農する際の課題である栽培技術の習得、機械・設備等の初期投資、農地や住居の確保について、県や農協、町農業委員会など関係機関・団体と連携し、就農希望者の実情に沿ったきめ細かい対応により確実な就農定着を図ります。

篤農家の技術等の継承には、スマート農業の活用を進めるとともに、就農前後の生活と経営の安定を国の事業も活用しながら支援します。

就農準備期から町のサポート体制と経営モデルの見える化を進め、様々な機会を活用した就農相談会を展開し、新規就農者等の確保を図ります。

研修や雇用就農の受け皿など、多様な役割が期待される農業公社設立の可能性について、調査・検討を進めます。

また、現在菌床きのこの出荷などで障がい者の雇用がみられますが、担い手不足の補完や耕作放棄地の発生防止の観点から、さらに農福連携の取組みを進めていきます。

【主な実施事業】

重点事業 農業公社設立調査・検討

※就農に向けた研修や雇用就農の受け皿など、多様な役割が期待される農業公社設立の可能性について調査・検討を進めます。

・ **新規就農相談**

※新規就農（希望）者が抱える課題の相談窓口を農林振興課（農業委員会）内に開設しています。また、様々な機会や媒体を活用し、状況に応じた相談会を開催します。加えて、農林業振興に係る支援制度の周知強化を図ります。

・ **農業次世代人材投資事業**

※若い世代の就農定着を支援するために、就農前の研修期間と就農間もない期間、一定の要件を満たした方に、最長7年間資金を交付します。なお、本事業は、令和3年度で終了し、令和4年度から新制度へ移行する予定（新規就農者育成総合対策）です。

・ **新規就農者あんしんサポート事業**

※年齢等の要件により農業次世代人材投資事業に該当しない方を対象に、最長5年間資金を交付します。さらに、就農間もない期間に必要な機械・設備の整備等を支援します。

・ **空き家バンク**

※住居の確保が必要な新規就農者等に対して、（農地付）空き家を紹介します。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 農業公社設立調査・ 検討	※多様な役割が期待される 農業公社の可能性について 調査・検討を進める。	調査・検討 →	結果に基づく対応 →			
新規就農相談	※新規就農者の確保に向け た相談会を開催する。	周知徹底 →	事業継続 →			
農業次世代人材投資 事業	(国庫事業) ※若い世代の就農定着を図 るため、就農前後の期間、 資金を交付し、支援する。	事業継続 →	「新制度に移行（予定）」 →			
新規就農者あんしん サポート事業	※農業次世代人材投資事業 に該当しない方を対象に資 金を交付し、支援する。	事業継続 →				
空き家バンク	※住居の確保が必要な新規 就農者に、（農地付）空き家 を紹介する。	事業継続 →				

【評価指標】

指標名（単位）	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規就農者数（人）	2	(0)	2	2	3	3

戦略2 経営改善に取り組む意欲ある農業者への支援

【背景】

農業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業者の経営力をさらに高め、農業生産を継続していくために、「儲かる農業」の実現に向けた支援が求められています。

現在の農業は、直売所やインターネットなどの普及により、生産から流通・販売までを自由に選択できるようになりました。また、農業生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを行う「6次産業」など多様化が進んでいます。農業＝農作業ではなく、食に関する全ての分野で商機が生まれる時代にシフトしており、「農家」から経営ビジョンを持つ「農業経営者」への転換が必要となっています。

また、温室効果ガスの削減や化学肥料・農薬の低減など、SDGsを踏まえた環境にやさしい持続可能な農業への変革が求められています。

【戦略の狙い】

専業農家をはじめ意欲ある農業者が明確な経営ビジョンを持ち、「儲かる農業」を実現し継続することができる環境の整備が必要です。そのため、パイプハウスリース事業や国県補助事業を活用し、経営の安定拡大を支援するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の貸付・集積に対し協力金を交付し、担い手等の経営規模拡大を図ります。

また、近代化・効率化のためのスマート農業等の導入、雪室貯蔵施設の活用や6次産業化への取組、発芽野菜や種苗、玉ネギやサツマイモなど土地利用型作物の生産、化学肥料・農薬の削減、環境に配慮した農業に対する支援などを行うことにより、コストの削減、生産量の増加と品質の向上、高付加価値化や新たな分野の開拓を進め、経営力の向上を図ります。

さらに、農業者の組織化や法人化、農業公社の設立検討など、多様な経営体の育成等に取り組んでいきます。

【主な実施事業】

重点事業 パイプハウスリース事業(園芸・菌床きのこ)

※施設園芸や菌床菌茸栽培に積極的に取り組む生産者に、パイプハウス等を原則12年間廉価で貸し付け、その期間が支障なく終了したときは、無償で譲渡（譲与）（菌床菌茸栽培用パイプハウスについては、無償貸付）します。

重点事業 農業公社設立調査・検討[再掲]

※担い手の不足、遊休農地の増加、水利施設等管理の負担増加、多様な就農形態や冬期間の雇用の確保など、町農業が抱える課題の解決に向けた農業公社設立の可能性について調査・検討を進めます。

重点事業 ライスセンター整備

※稲作経営の安定と品質の向上、また、農作業の迅速化と省力化を図るため、乾燥調製施設を整備します。

重点事業 育苗生産販売施設(ナーサリー)整備の検討

※上質な野菜苗などの生産・販売を行うことにより、日々「食」を守る生産者の方々を支援する「育苗生産販売施設」の整備や運営等について、調査・検討を進めます。

・**農業経営相談**

※農家が抱える課題の相談窓口を農林振興課（農業委員会）内に開設しています。
また、農林業振興に係る支援制度の周知強化を図ります。

・**経営所得安定対策等**

※国の経営所得安定対策を活用し、需要に応じた主食用米の生産が図られるよう、飼料用米やそば等の生産拡大など、地域に即した支援を行います。併せて、米・畑作物の収入減少対策（ナラシ対策）の推進や水田を活かした需要の見込まれる（新規）作物の振興を図ります。

・**人・農地プラン作成支援事業**

※アンケート調査や話し合いに基づき、地域農業の将来について、地図による現状把握から中心経営体への農地の集約方針等までを定めた計画の作成を支援します。

・**農地中間管理事業（農地バンク）**

※農業委員会が窓口となり、農地バンク（農地中間管理機構）が地域内の分散した農地を借り受け、まとまりのある形で中心経営体に貸し出します。

農地の出し手には条件により協力金が交付され、受け手には補助事業の採択が有利になることや賃借料精算の事務負担が軽減されます。

・**産地生産基盤パワーアップ事業**

※地域が一丸となり計画的に取り組む収益力強化等に必要な高性能機械・施設等の整備を支援します。

・**経営体育成支援事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業）**

※人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が経営強化等に必要な農業用機械・施設等の整備を支援します。

・**畜産クラスター事業**

※地域の関係者と連携し生産基盤を強化するための機械・施設等の整備を支援します。

・**肉用牛特別導入事業・肉用繁殖雌牛導入支援事業**

※肉用雌牛の導入と初期（当初1年間）の飼養を支援します。

・**環境保全型農業直接支払交付金事業等**

※環境に配慮した自然にやさしい営農に取り組む生産者を支援します。

さらに、風評払拭が期待され、標準的な取組みになりつつある「農業生産工程管理（GAP）」の認証取得を支援します。

・ **農業経営体法人化支援事業**

※法人化を目指す担い手やライスセンター整備など経営の効率化を目指す集落営農組織に対して、福島県農業会議等と連携し、農業者の状況に応じた支援に取り組みます。

・ **産米改善対策事業**

※西会津産米の安全性を確保するため、農家の取組みを支援します。

・ **制度資金・利子補給等による支援**

※経営の規模拡大や災害等による被害を復旧するため、資金を借り受けた農業者等の金利負担を支援します。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 パイプハウスリース事業(園芸・菌床きのこ)	(一部県補助事業) ※ミネラル栽培や菌床菌茸栽培に取り組む生産者へパイプハウスを貸付する。	事業継続 【ミネラル栽培】 【菌床菌茸栽培】 高性能断熱材の追加整備 (各年度必要数)				
【重点事業】 農業公社設立調査・検討	※町農業が抱える課題の解決に向けた農業公社の可能性について調査・検討を進める。	調査・検討	結果に基づく対応			
【重点事業】 ライスセンター整備	※稲作経営の安定と品質の向上、また、農作業の迅速化と省力化を図るため、乾燥調製施設を整備する。	—	施設整備	—	—	—
【重点事業】 育苗生産販売施設(ナーサリー)整備の検討	※上質な野菜苗などの生産・販売を行うことにより、日々「食」を守る生産者の方々を支援する「育苗生産販売施設」の整備や運営等について、調査・検討を進めます。	—	調査・検討		結果に基づく対応	
農業経営相談	※相談窓口を常時開設(開庁日)する。	支援制度の周知強化	事業継続			
経営所得安定対策等	(国庫事業) ※需要に応じた主食用米の生産が図れるよう、飼料用米やソバ等の生産拡大など地域に即した支援を行う。	事業継続	事業継続予定			

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人・農地プラン作成支援事業	※地域農業の未来像を明確にする計画の作成を支援する。 ・地図による現状の把握 ・中心経営体への集約方針	事業継続				
農地中間管理事業 (農地バンク)	(国庫事業) ※農地バンクを通じた農地の集積・集約のための貸借に対して条件により協力金を交付する。	事業継続			事業変更予定	
産地生産基盤パワーアップ事業	(国庫事業) ※高性能な機械・施設等の整備を支援する。	(事業要望)	施設整備等	事業継続 (対象者は未定)		
経営体育成支援事業 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業)	(国庫事業) ※農業用機械・施設等の整備を支援する。	事業継続 (対象者は未定)				
畜産クラスター事業	(国庫事業) ※機械・施設等の整備を支援する。	事業継続 (対象者は未定)				
肉用牛特別導入事業・肉用繁殖雌牛導入支援事業	(一部県補助事業) ※肉用雌牛の導入と初期(当初1年間)の飼養を支援する。	事業継続 (対象者は未定)				
環境保全型農業直接支払交付金事業等	※環境に配慮した営農と農業生産工程管理(GAP)の認証取得を支援する。	事業継続				
農業経営体法人化支援事業	※町と県農業会議等が連携し、法人化を支援する。	事業継続	1 経営体	1 経営体		
産米改善対策事業	※西会津産米の安全性を確保するため、農家の取組みを支援する。	事業継続				
制度資金・利子補給等による支援	※経営の規模拡大や災害等による被害を復旧するため、資金を借り受けた農業者等の金利負担を支援する。	事業継続				

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
認定農業者数 (人)	56	(54)	55	55	56	56
担い手 (認定農業者) への 集積面積 (ha)	349.9	(353)	358	363	368	373
集積率 (%)	28	(29)	29	30	30	30
経営面積 10ha 以上の経営 体数	12	(12)	13	13	13	14

戦略3 産地化・ブランド化に向けた支援

【背景】

西会津町ではこれまで、平成16年度から園芸用パイプハウスを、平成21年度から菌床用パイプハウスをリース事業により導入を進め、各作物の栽培面積の拡大を図ってきました。

園芸用パイプハウスについては、令和2年度末時点で146棟を整備しましたが、生産者の高齢化等により使用していないパイプハウスも見受けられるなど、その利活用についても課題となっています。併せて、町内で作付面積が最も大きいキュウリについては、低収量・低品質が課題となっていることから、JA、県、町による収量品質向上対策会議を開催するなどして、具体的対策を議論しているところです。

また、出荷先については、町内産農産物を直接買入れる首都圏の市場や小売店などもあり、好条件で取引が継続されていますが、そのような貴重な販路をJAなど関連団体と連携し、引き続き取引を維持していく必要があります。

米については、他産地と比較し、1等米比率や食味値が高く、ふるさと納税の返礼品として人気となっていることなど消費や売上面では好調ですが、水田農業の経営安定化を図るため、需要に応じた計画的な生産を基本としつつ、水稻以外の作物や飼料用米への取組みも必要です。また、生産を抑えつつ、生産者の所得向上を図るため、雪室の活用や6次化の推進など高付加価値化の取組みが求められます。

【戦略の狙い】

園芸作物に関しては、品質向上と生産拡大を同時進行で進めていく必要があります。特にキュウリ栽培に関して、低収量低品質が課題となっていることから、市場からの信頼を継続していくためにも、課題解決に向けた具体的対策を講じていきます。

また、町内産農林産物の販路拡大のため県補助金等を活用し、積極的なPR活動を行うとともに、雪室施設で貯蔵した西会津米の商品開発など、関係団体と連携して取組みます。更に、新たな販売方法として、企業と連携した商品開発や新規作物の栽培についての支援も行います。

【主な実施事業】

重点事業 パイプハウスリース事業(園芸・菌床きのこ)[再掲]

※施設園芸や菌床菌茸栽培に積極的に取り組む生産者に、パイプハウス等を原則12年間廉価で貸し付け、その期間が支障なく終了したときは、無償で譲渡(譲与)(菌床菌茸栽培用パイプハウスについては、無償貸付)します。

重点事業 健康な土づくり・普及促進事業(ミネラル栽培振興モデル事業)

※令和元年度から中嶋農法の認証取得による効果の検証をモデル事業として進め、ミネラル栽培の振興に必要な先駆的で模範となる生産者に対して

支援します。また、引き続き微量要素を含む土壌分析に関し、1～3年目に要する費用を支援します。

重点事業 キュウリ収量品質向上対策

※本町におけるキュウリ栽培の低収量・低品質について、JAや県、町などが連携し、対策に関する具体的な方法を議論しながら、生産者が実践できるよう会議を開催します。また、実験ほ場に栽培環境センサー等を設置し、栽培に関するデータを指導者と生産者で共有するなど、客観的データを基に対策を講じます。

重点事業 西会津産米等ブランド化事業(山村活性化支援交付金事業)

※農林水産物等の消費拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等の取組みを支援する国の補助金を活用し、本町の雪室貯蔵を活かした販売促進、米粉を活かした商品（パン・ピザ）開発から販売体制の確立による消費の拡大などを進め、西会津産米のブランド化を図ります。

重点事業 西会津産米販売力強化事業

※本町農業の基幹作物である米の生産振興と売れる米づくりを推進するため、「西会津一うまい米コンテスト」を軸として町内外へPR活動を展開し、西会津産米の知名度向上と販売促進につなげます。

重点事業 雪室活用事業

※温度の変化が少なく、年間を通じて低温での貯蔵できる雪室の利用促進を図りながら、「雪室貯蔵米」として町内産米の販路開拓やブランド化を目指します。

・農産振興事業（「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業）

※県の補助金を活用し、積極的に西会津産農林産物のPRや販売促進等を行い、風評払拭を図ります。なお、本事業は令和3年度で終了し、令和4年度から新制度へ移行する予定（福島再生加速化交付金事業）です。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【重点事業】 パイプハウスリース事業 (園芸・菌床きのこ)	(一部県補助事業)	事業継続				
	※ミネラル栽培や菌床菌 茸栽培に取り組む生産者 へのパイプハウス等を貸 付する。	【ミネラル栽培】	追加整備 (各年度必要数)			
		【菌床菌茸栽培】				

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 健康な土づくり・普及促進 事業(ミネラル栽培振興モデル事 業)	(町単独事業) ※ミネラル栽培の振興に 必要な先駆的で模範とな る生産者に対し支援する。	認証取得支援 (3年目) 事業継続 (土壌分析)				
【重点事業】 キュウリ収量品質向上対策 会議	※本町におけるキュウリ栽 培の低収量・低品質につい て、JA、県、町等が連携し、 対策に関する具体的な方 法を議論し、生産者が実践 できるよう会議を開催する。 また、栽培環境センサー等 を設置し、指導者と生産者 で共有するなど、データを 基に対策を講じる事業につ いて実施を検討する。	対策会議や成 果発表会の開 催 環境センサー によるデータ 収集、対策。			対策会議の開催	
【重点事業】 西会津産米等ブランド化 事業(山村活性化支援交付金事 業)	(国庫事業) ※農林水産物等の消費拡 大や域外への販売促進や 付加価値の向上等の取組 みを支援する。	商品開発			事業継続予定	
【重点事業】 西会津産米販売力強化 事業	※米の生産振興と売れる 米づくりを推進するため、 「西会津一うまい米コン テスト」を軸として町内外 へPR活動を展開し、西会 津産米の知名度向上と販 売促進に繋げる。	事業継続				
【重点事業】 雪室活用事業	※年間を通じて低温での 貯蔵ができる雪室の利用 促進を図りながら、「雪室 貯蔵米」として町内産米の 販路開拓やブランド化を 目指す。	事業継続				
農産振興事業(「ふくしまプ ライド。」県産農林水産物 販売力強化支援事業)	(県補助事業) ※県の補助金を活用し、風 評払拭を目的とした西会 津産農林産物のPRと販 売促進を図る。	事業継続			「新制度に移行(予定)」	

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値(R2)	(R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
雪室貯蔵米としての取扱量 (t)	—	(3)	10	20	30	40
年間キュウリの単収 ※JA出荷 (t)/10a	7.8	(7.5)	8.0	8.5	9.0	10.0
菌床生シイタケの年間生産量 (t)	108	(105)	115	125	135	145

施策② 生産基盤の整備と農村環境の保全

第4次総合計画
前期基本計画

まち・ひと・しごと
創生総合戦略（第2期）

【まちづくりの方向性】

温故創新 地産地笑のまちづくり

〔重点プロジェクト〕

農林産物ブランド化と有害鳥獣対策

〈具体的な取組〉

1 農地・森林の有効活用 5 有害鳥獣対策の強化

戦略4 農地の保全と農業用施設の適切な管理

【背景】

農業者の減少や高齢化に伴い、農地とこれを支える多数の農業用施設を守っていくことが困難になっています。また、本町の耕地面積は年々減少しており、耕作放棄地面積は実質的（森林・原野化したものを含む）には増加しています。

農業と農地は農作物の生産の場としての機能だけでなく、景観保全や水源涵養、洪水防止など多面的機能を有しており、耕作放棄地の増加により、機能の損失が懸念されます。

また、土地改良区を主体として、ほ場整備や農業用のため池、水路など様々な土地改良施設の整備が行われてきましたが、近年は農業従事者の減少や高齢化によりその維持管理が困難になっています。

農業用の施設は農業のためだけではなく、自然環境や美しい田園風景を守るためにも、町では土地改良区への支援を行い、農村環境の維持を図っていく必要があります。

【戦略の狙い】

農地中間管理事業を活用し、「人・農地プラン」の実現と農地の集約化を図りながら、耕作放棄地を解消します。また、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払制度を有効に活用し農村の保全を図るとともに、担い手による継続した生産活動を後押しします。

ため池や水路などの農業用施設の維持管理については、土地改良区と町が連携して取り組み、計画的に長寿命化対策を実施します。

【主な実施事業】

重点事業 土地改良区支援事業

※食糧（料）の生産基盤である農地及び農業を持続するために不可欠な農業用水利施設等の適正管理を担う土地改良区の運営を支援します。

重点事業 土地改良施設維持管理適正化事業

※土地改良施設の機能保持と機能回復のために、必要な整備補修に対し支援します。

・多面的機能支払交付金事業

※農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。なお、令和4年度からは新規対策期間となることから、令和3年度に各活動組織ごとの計画づくりを支援します。

・中山間地域等直接支払事業

※中山間地の耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通して多面的機能を確保する観点から、平地に比べて傾斜地が多いなど、農業生産条件が不利な農地について、集落等が維持・管理していく協定をつくり、これに従って5年以上継続して農業生産活動等の作業が実施されることを条件に、交付金を集落などに支給します。

また、第5期対策からは、対象農用地の基準を従来までの勾配による基準に加え、高齢化率及び耕作放棄地率に係る基準を用いることにより、対象協定の更なる協定面積の拡大に繋がります。さらに、集落協定広域化加算に係る取組みの検討を進めます。

・遊休農地等保全対策支援事業

※「遊休農地等再生計画」に基づき、地域の話し合いを通じて中心的な担い手と位置付けられた農業者等が、遊休農地を引き受けて作物生産等を再開するために行う遊休農地の再生作業等の取組みを支援します。

・防災重点農業用ため池評価事業（令和3年度から県で実施）

※毎年ため池各施設の点検調査を目視により実施しながら、危険度が高いと判断した場合、地震や豪雨による農業用ため池決壊の危険性に対する調査を、県と調整を図りながら進め、防災工事の必要性について判断します。

・団体営水利施設長寿命化対策事業

※農業生産活動の基盤となる農業水利施設の安定的な機能維持に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を推進します。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【重点事業】 土地改良区支援事業	※土地改良区の運営を支援し、農業用水利施設等の適正管理を推進する。	(年間事業費) 2,000	(千円)			
【重点事業】 土地改良施設維持管理 適正化事業	※土地改良施設の機能保持・回復のために必要な整備等に対し支援する。	—	1箇所	—	—	—

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
多面的機能支払交付金事業	※農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行う。令和4年度からは新規対策期間となる。	農地維持支払 資源向上支払 (共同活動) 対象農用地面積 888ha	→			
中山間地域等直接支払事業	※中山間地の耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通して多面的機能を確保する。	集落協定数 41件 個別協定数 18件 合計59件	→			
遊休農地等保全対策支援事業	※中心的な担い手と位置付けられた農業者等が行う遊休農地の再生作業等の取組みを支援する。	1件	→			
防災重点農業用ため池評価事業	※地震や豪雨による農業用ため池決壊の危険性の評価を行う。	(令和3～7年度まで「劣化状況評価」と合わせて県で実施)				
団体営水利施設長寿命化対策事業	※農業水利施設の安定的な機能維持のため、長寿命化対策及び防災減災対策を推進する。	—	—	1箇所	—	—

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
中山間地域等直接支払制度協定面積 (ha)	集落協定 523	(集落協定) (525)	集落協定 525	集落協定 525	集落協定 525	集落協定 525
	個別協定 103	(個別協定) (113)	個別協定 113	個別協定 113	個別協定 113	個別協定 113
米・ソバの作付面積 (ha)	715	(670.5)	675	680	685	690

戦略5 優良農地の確保と遊休農地対策

【背景】

西会津町では耕作者の高齢化、後継者不足、米価の下落など様々な要因で離農し、耕作されてきた優良農地が荒れているケースが見受けられます。このまま放置してしまうと、近隣の農地にも害虫被害などの影響が出てしまうことから、耕作放棄地の解消や新たな耕作放棄地の発生を防ぐ対策が必要となります。

【戦略の狙い】

農業委員や農地利用最適化推進委員が農地所有者と耕作者への橋渡しとなり、耕作放棄地の解消や新たな耕作放棄地が発生しないよう進めます。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員は優良農地の中心的担い手への集積・集約を図るため、農地所有者と耕作者との話し合いの場を設け、効率的な耕作ができるよう調整を図ります。

さらに、経営所得安定対策等交付金を活用しながら、水田の転作を支援し、需給調整と水田のフル活用を図るとともに、食味分析計を活用した食味マップの作成により、高食味米を生産できる優良農地の選定を進めます。

【主な実施事業】

・ 地域集積協力金

※国の補助金を活用し、実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸付け、受け手へ農地集積・集約した成果に応じて地域に協力金を交付します。

・ 経営転換協力金（令和6年度廃止）

※国の補助金を活用し、リタイヤする農業者や農地の相続人で農業経営を行わない人に対し、貸付した面積に応じて協力金を令和5年度まで交付します。

・ 人・農地プラン作成支援事業〔再掲〕

※農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、計画を作成します。

・ 食味マップの作成

※町内のほ場で生産された米の食味値を地図上に落とし込み、守るべき農地の選定に活用します。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
地域集積協力金	(国庫事業) ※実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した成果に応じて地域に協力金を交付する。	2件	→			
経営転換協力金	(国庫事業) ※リタイヤする農業者や農地の相続人で農業経営を行わない人に対して、貸付した面積に応じて協力金を交付する。	2件	→		—	—
人・農地プラン作成支援事業	※農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、計画を作成する。	1 地区	→			
食味マップの作成	※町内ほ場の食味値を地図上に落とし込み、守るべき農地の選定に活用する。	食味マップの作成	→		人・農地プラン等への活用	—

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
総農家等の経営耕地面積 (ha) ※「農林業センサス」より	816	—	—	—	—	816
農用地等面積 (ha)	2,120	(2,120)	2,120	2,120	2,120	2,120
水田の転作面積 (ha)	65	(67)	67	68	69	70

戦略6 有害鳥獣に強い地域づくりの推進

【背景】

本町における有害鳥獣被害は、これまでニホンザルによるものが主でしたが、近年の少雪等環境の変化により、イノシシによる畦畔の掘り起こしや、農作物の踏みたおしなどの被害が急増しています。また、耕作放棄地の増加や山林内への人の出入りが少なくなっているため、近年はツキノワグマが頻繁に住宅付近に出没するなど、人里付近に出没する鳥獣が増える傾向にあることから、被害防除体制の構築と捕獲強化を図り、有害鳥獣に強い地域づくりを推進します。

【戦略の狙い】

被害防除、有害捕獲、生息環境管理を取組みの三本柱として、複合的かつ効果的な対策により被害低減を目指します。

住民の自己防衛意識の醸成と、被害防除に関する正しい知識の普及に取り組みながら、鳥獣被害対策実施隊員（町猟友会）と協力して、有害個体の捕獲及び被害防除体制の強化に努めます。

【主な実施事業】

重点事業 有害鳥獣防除事業（電気柵設置費補助）

※電気柵設置に係る経費の一部を補助します。総事業費に対し、その1/2を上限とします。

重点事業 有害鳥獣解体処理施設整備

※イノシシやツキノワグマなど大型獣の捕獲に際し、捕獲員の負担軽減のため、解体処理施設整備に取り組みます。

重点事業 シビエ肉制限解除に向けた検討

※原子力災害対策特別措置法に基づき、国では現在、福島県を含む10県において野生鳥獣肉の出荷制限等を指示していますが、出荷や検査体制などを整えながら国（原子力災害対策本部）や県に対し、制限解除に向けた調整や協議を進めます。

重点事業 有害鳥獣駆除体制強化支援事業（新規わな猟免許取得補助）

※新たに取得するわな猟免許に係る経費を補助します。3万5千円を上限とします。

- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（捕獲報償金の支給）**
 ※ニホンザルについては、町の管理計画に基づき個体数の調整を図るとともに、イノシシは予察捕獲と猟期内捕獲による方法で年間を通じた捕獲活動に対し支援を行います。
- 専門員の配置及び育成**
 ※県市町村リーダー育成モデル事業や地域おこし協力隊制度を活用し、専門的な知識を有した地域に根差した有害鳥獣対策の専門員を採用・育成します。
- 狩猟技術向上支援事業**
 ※県の補助金を活用し、わな猟や銃猟の技術向上を目的とする研修会等を開催して、狩猟者の捕獲効率と安全性の向上を図ります。
- 森林環境交付金事業（基本枠）（野生動物との共生森林（間伐）整備）**
 ※イノシシによる水稻被害やツキノワグマの出没被害を防ぐため、野性動物の移動経路となっている森林等を間伐し、出没の抑制を図ります。
- 被害防止体制強化事業（集落説明会）**
 ※被害防除や有害鳥獣の捕獲、生息環境管理を提案し、自助防衛意識の醸成と体制の強化を目指します。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 有害鳥獣防除事業（電気柵設置費補助）	※電気柵設置に係る資材経費の一部を補助（総事業費に対して1/2以内）する。	設置数 個人：42 集落：16	設置数 個人：20 集落：16	設置数 個人：10 集落：10	設置数 個人：10 集落：5	設置数 個人：10 集落：5
【重点事業】 有害鳥獣解体処理施設整備	※大型獣の捕獲に際し、捕獲員の負担軽減のため解体処理施設整備に取り組む。	遊休施設利用等検討 →	施設整備 →	—	—	—
【重点事業】 ジビエ肉制限解除に向けた検討	※出荷及び検査体制等を整えながら、国や県に対し、制限解除に向けた調整や協議を進める。	—	国・県との調整・協議 →	→	「食肉処理施設の整備及び運営等の検討」 →	→
【重点事業】 有害鳥獣駆除体制強化支援事業（新規わな猟免許取得補助）	※新規わな猟免許取得に係る経費を補助（上限3万5千円）する。	新規取得者数 10人	新規取得者数 10人	新規取得者数 5人	→	→
鳥獣被害防止総合対策交付金事業	※ニホンザル及びイノシシ等の捕獲に係る報償金を支給する。	捕獲頭数 ニホンザル 35頭 イノシシ 30頭	捕獲頭数 ニホンザル 90頭 イノシシ 90頭	捕獲頭数 ニホンザル 90頭 イノシシ 100頭	→	→
専門員の配置及び育成	※専門的な知識を有した有害鳥獣対策専門員を採用・育成する。	専門員体制 2名	→	→	→	→

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
狩猟技術向上支援事業	(県補助事業) ※わな猟や銃猟の技術向上を目的とする研修会等を開催する。	事業継続 毎年1～2回以上開催				
森林環境交付金事業 (基本枠) (野生動物との共生林整備)	(県補助事業) ※イノシシによる水稻被害やツキノワグマの出没被害を防ぐため、野性動物の移動経路となっている森林等を間伐する。	事業継続 毎年1～3集落程度対象				
被害防止体制強化事業 (集落説明会)	※被害防除や有害鳥獣捕獲、生息環境管理を提案し、自助防衛意識の醸成及び体制強化を推進する。	集落説明会 実施数：15回				

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
有害鳥獣による被害額 (万円)						
・イノシシ	431	(300)	150	150	150	150
・ニホンザル	231	(200)	200	100	100	100
・ツキノワグマ	131	0	0	0	0	0
有害鳥獣対策実績						
・捕獲頭数 (頭)						
イノシシ	92	(30)	90	100	110	120
ニホンザル	88	(35)	90	90	90	90
ツキノワグマ	87	(20)	25	20	15	10

施策③ 地産地消と農林業を通じた地域づくり

第4次総合計画
前期基本計画

まち・ひと・しごと
創生総合戦略（第2期）

【まちづくりの方向性】

温故創新 地産地消のまちづくり

〔重点プロジェクト〕

農林産物ブランド化と有害鳥獣対策

〈具体的な取組〉

3 農林業経営の改善 4 農林産物の産地化等

戦略7 町内産農林産物の消費拡大と6次化の推進

【背景】

現在、町内産の農産物や加工品は様々なルートで販売されています。JA出荷や県内外のスーパーへの契約出荷などは主に町外向けであり、販路として確立しています。

一方、町内の販路については、道の駅や地元スーパー、町内飲食店などがあるものの、十分とは言えない状況であることから、町内での販路を増やすことで、消費者である町民への理解と、町内農林産物の消費拡大が期待できます。

【戦略の狙い】

本町の取組みを、消費者でもある町民に対して理解してもらうためには、町内産農林産物を取扱う店舗（スーパー、飲食店等）を増やし、継続して販売することが重要であることから、新たな加工品開発や加工業者の支援、道の駅における年間を通じた農林産物商品の充実・確保により、更に集客力と販売力を高めていきます。

また、学校給食や食育活動、食農教育活動、郷土料理を通じて、地元農林産物への愛着や誇りを醸成していきます。

【主な実施事業】

重点事業 山村活性化支援交付金事業 [再掲]

※国の補助金を活用し、農林産物等の消費拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等の取組みを支援します。

・**町内産農林産物販路開拓事業**

※町内店舗における販売ルートを開拓します。

・**農林産物加工施設整備事業補助金**

※町内産農林産物を活用した特産品の生産加工に必要な加工用機器の購入及び施設整備費の1/2以内（200万円上限）を補助します。

・ **県産品加工支援センター及び福島地域産業6次化サポートセンターとの連携**

※県の事業を活用し、農林産物加工を支援する機関の技術相談や研修などへの参加を支援します。

・ **市民農園運営**

※農地を持たない方が、町から農地を借りて、農業を始めることができます。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【重点事業】 山村活性化支援交付金事業	(国庫事業) ※農林水産物等の消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等の取組みを支援する。	商品開発	→		事業継続予定	→
町内産農林産物販路開拓事業	※町内店舗における販売ルートを開拓する。	新規取扱店舗 前年比+1	→			
農林産物加工施設整備事業補助金	※町内産農林産物を活用した特産品の生産加工に必要な加工用機器、施設整備費の1/2以内(200万円上限)を補助する。	1～2年に1件程度	→			
県産品加工支援センターや福島地域産業6次化サポートセンターとの連携	(県事業) ※農林産物加工を支援する機関の技術相談や研修等参加を支援する。	相談・連携 2件	→			
市民農園運営	※農地を持たない方が、町から農地を借りて、農業を始める。	事業継続	→			

【評価指標】

指標名(単位)	現状値(R2)	(R3年)	R4年	R5年	R6年	R7年
道の駅での販売額(千円) ・ミネラル野菜 ・米 ・菌床きのこ ・農林産物の加工品	35,305	(35,500)	36,000	36,500	37,000	37,500

戦略8 農林業を通じた交流活動の推進

【背景】

平成5年に、グリーンツーリズムの振興を支援する法律「農山漁村余暇法」が制定され、西会津町でも農家民泊・民宿等で農家体験や大学生のボランティア等の交流活動が行われていますが、個人もしくは各自治区などそれぞれの活動にとどまっており、地域全体の活性化までつながっていないのが現状です。

【戦略の狙い】

農家と町、観光交流協会等が連携し、西会津町全体の活性化につなげるよう交流事業を計画します。

【主な実施事業】

重点事業 西会津産米販売力強化事業 [再掲]

※本町農業の基幹作物である米の生産振興と売れる米づくりを推進するため、「西会津うまい米コンテスト」を軸として町内外へPR活動を展開し、西会津産米の知名度向上と販売促進につなげます。

・ **農産振興事業**（「ふくしまプライド。」**県産農林水産物販売力強化支援事業**） [再掲]

※県の補助金を活用し、積極的に西会津産農林産物のPRや販売促進等を行い、風評払拭を図ります。なお、本事業は令和3年度で終了し、令和4年度から新制度へ移行する予定（福島再生加速化交付金事業）です。

・ **移住・定住促進事業**

※本町での暮らしがイメージできるよう農業などの体験プログラムを実施し、農家の方々との交流を深めながら、若者の定住を図り、担い手の育成や確保につなげます。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【重点事業】 西会津産米販売力強化事業	※米の生産振興と売れる米づくりを推進するため、「西会津うまい米コンテスト」を軸として町内外へPR活動を展開し、西会津産米の知名度向上と販売促進につなげる。	事業継続				

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
農産振興事業(「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業)	(県補助事業) ※県の補助金を活用し、西会津産農林産物のPRと販売促進、風評払拭を図る。	事業継続 →	「新制度に移行(予定)」 →			
移住・定住促進事業	※本町での暮らしがイメージできるよう農業などの体験プログラムを実施し、農家の方々との交流を深めながら、若者の定住を図り、担い手の育成や確保につなげる。	事業継続 →				

【評価指標】

指標名(単位)	現状値(R2)	(R3年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
農家民泊・民宿の宿泊客数 (延べ人数)	1,202	(1,250)	1,300	1,400	1,500	1,600

施策④ 森林の活用と多面的機能の発揮

第4次総合計画
前期基本計画

まち・ひと・しごと
創生総合戦略（第2期）

【まちづくりの方向性】

温故創新 地産地笑のまちづくり

〔重点プロジェクト〕

農林産物ブランド化と有害鳥獣対策

〈具体的な取組〉

1 農地・森林の有効活用 3 農林業経営の改善

戦略9 森林の保全と活用

【背景】

本町の総森林面積は、町の総面積の約85%を占めており、豊富な森林資源を有していますが、所有者の管理意欲の低下や不在地主の増加など、効率的な活用がされていない状況にあります。また、利用伐期を迎えた森林が放置され、荒廃が進むとともに、木材価格の低迷が続くなど、林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。森林は、治山、治水、自然環境保全など、多面的機能を有していることから、自然保護に留意した森林施業と振興を図っていくことが重要になります。

【戦略の狙い】

森林整備等に必要な財源を国民一人一人が広く等しく負担を分担し、森林を支える仕組みとして国が創設した「森林環境税（交付金）」及び森林経営管理制度導入にあわせ、令和元年度から市町村等への譲与が開始された「森林環境譲与税」を活用し、森林現場の課題解決や森林管理の適正化等に努めます。

【主な実施事業】

重点事業 木質バイオマス燃料供給体制の検討

※本町では役場庁舎や学校施設など公共施設へのバイオマスボイラーの設置を進めていることから、今後間伐材を含めた町内産材によるバイオマス燃料供給体制の整備を検討していきます。

・森林環境交付金事業（基本枠）

※町民の森林を守り育てる意識の醸成に向け、県の森林環境交付金を活用し、地域住民の関心を高めるため、森林づくりへの参画を促進する事業や児童生徒を対象にした森林環境学習を実施します。

さらには、荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的に、地域住民の参画による森林と人との共生、又は、地域課題の対応につながる森林整備（野生動物との共生森林整備）を進めます。

・ **雷山生活環境保全林管理**

※雷山生活環境保全林の適正な維持管理を行い、憩いの場としての機能維持を図ります。

・ **林業研修センター運営**

※林業研修センターの指定管理者である町森林組合に施設の維持管理を委託し、適正な管理を行いながら、地域林業の活性化と利用者の利便性向上を図ります。

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 木質バイオマス燃料供給体制の検討	※間伐材を含めた町内産材によるバイオマス燃料供給体制の整備を検討する。	事業継続				
森林環境交付金事業 (基本枠)	(県補助事業) ※県の森林環境交付金を活用し、地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や児童生徒を対象にした森林環境学習、森林と人との共生又は地域課題の対応につながる森林整備(野生動物との共生森林整備)を進める。	事業継続				
雷山生活環境保全林管理	※雷山生活環境保全林の適正な維持管理を行い、憩いの場としての機能維持を図る。	事業継続				
林業研修センター運営	※指定管理者である町森林組合に管理業務を委託し、適正な維持管理を行いながら、地域林業の活性化と利用者の利便性向上を図る。	事業継続				

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
各種イベント等参加者 (人)						
・心と身体健康ウォーク in 大山	0	(0)	100	100	100	100
・西会津ふるさとまつり	0	(50)	150	150	150	150
ボランティア参加者 (人)						
・雷山生活保全林刈り払い、清掃等	30	(53)	50	50	50	50

戦略10 森林経営管理事業と森林整備の促進

【背景】

森林の管理については、全国的に適正に行われておらず、人の生活域に鳥獣が頻繁に出没し、被害が増加している状況で、本町においても同様の傾向にあります。野生鳥獣の生息域の変化は、地球温暖化や狩猟者の高齢化とともに、森林の荒廃もその要因の一つとして考えられます。また、国産材価格の低迷が生産意欲の低下や担い手の不足・高齢化を招き、間伐等の森林施業の遅れや放棄が増加しています。

本町においては民有林が多くを占め、ナラやブナなどの広葉樹で構成されていますが、人工林の多くを占めるスギなどの針葉樹と同様に適切な管理をしなければ、木材の生産機能だけでなく、災害の防止や保健休養、地球温暖化抑制機能の発揮、更には有害鳥獣の出没抑制など公益的機能の著しい低下が危惧されます。

このような中、令和元年度に国では、森林を適正に管理するため、森林所有者の管理責任を明確化し、管理できない森林は市町村へ管理委託できる「森林経営管理制度」を創設しました。制度では、森林所有者へ自ら管理するのか、もしくは町に委託するのかの意向調査を実施し、集落住民の要望に応じて、森林の適切な管理に取り組むこととなったため、本町としても、林業の振興や自然環境保護、災害防止、鳥獣被害防止の観点から対応が求められています。

間伐した立木の約半分は地形や路網等の立地条件から搬出することができず、林内に伐り捨てている現状であり、林道の開設も十分ではない状況にあります。森林の適切な管理を進めるには、木材搬出用の車両が通行できる路網の整備推進と、搬出された木材の町内近傍での利用促進が必要です。

【戦略の狙い】

町が仲介役となり、森林所有者と民間事業者をつなぐことで、森林の適切な経営管理を行うために、今後も意向調査を継続するとともに、森林整備には路網整備が不可欠であることから、平成30年度から取り組んでいる林業専用道の開設などを計画的に進めます。

また、本町では野生鳥獣の出没抑制を目的とした森林整備として、平成23年度より県の森林環境交付金を活用した集落周辺の緩衝帯整備に取り組んでおり、今後も集落の要望に応じて実施していきます。

なお、林野庁と県が構成員となり、福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響により活用されない「きのこ」の原木材の再生を図るため、「里山・広葉樹林再生プロジェクト」が令和3年4月から始動しましたが、本町においては平成26年度から「きのこ」の原木材の再生を図る「広葉樹林再生事業」に町森林組合の協力を得ながら積極的に取り組んでおり、森林の再生と活用や林業の振興、雇用の創出に大きな効果を発揮していることから、今後も町森林組合と連携して、きのこの原木材の再生に取り組むなど、森林の適切な管理と整備を進めます。

【主な実施事業】

重点事業 広葉樹林再生事業

※県の補助金を活用し、放射性物質に汚染された広葉樹林の再生と、きのこ（菌茸）栽培の原木確保を進めるために、広葉樹の伐採や集積、搬出、作業道の整備、林内の線量測定、更に樹木や土壌の放射性物質の濃度測定を行います。

重点事業 林業専用道整備事業

※間伐及び更新伐を進めるため、林道専用道を整備し、路網整備の推進を図ります。

・森林経営管理事業

※森林環境譲与税を活用し、町が森林所有者の意向確認後、経営管理が必要な森林について、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなど、林業経営と森林の管理を実施します。

・間伐対策等支援事業

※国産木材の自給率向上と木材の有効活用を図るため、これまでの切捨間伐から搬出間伐へと制度が移行し、一定量の搬出が義務付けられました。しかし、搬出経費が割高となり、販売しても森林所有者に還元されていないことから、搬出経費の一部を補助支援し、事業者の負担軽減と森林所有者への還元を図ります。

また、地域内での循環利用を促進するため、近隣の木質燃料生産施設を活用した新たな事業【森林資源循環利用促進事業】に取り組めます。

・森林環境保全整備事業

※森林所有者の高齢化や不在地主の増加、更には木材価格の低迷などにより、森林施業が実施されず、荒廃が進んでいることから、施業を実施している森林所有者の負担軽減を図るため、国・県の補助金に町が嵩上支援を行います。

・流域森林総合整備事業

※町森林組合が実施する造林事業全般に対して、事務費の補助支援を行います。

令和4年度からは、地域林政アドバイザー業務を町森林組合に委託し、造林事業を含む町森林整備計画の推進や森林伐採後の確実な再造林の確認等を行います。【地域林政アドバイザー支援事業】

【事業の実施スケジュール】

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【重点事業】 広葉樹林再生事業	(県補助事業) ※放射性物質に汚染された広葉樹林の再生と、きのこ(菌茸)栽培の原木確保を進めるために、広葉樹の伐採や集積、搬出、作業道の整備、林内の線量測定、更に樹木や土壌の放射性物質の濃度測定を行う。	事業継続				
【重点事業】 林業専用道整備事業	※林道専用道を整備し、沿線林地の間伐及び更新伐を実施し、路網整備を進める。	事業継続			—	—
森林経営管理事業	※町が森林所有者の意向確認後、森林所有者の委託を受け、民間の林業経営者に再委託するなど、林業経営と森林の管理を実施する。	1 地区				
間伐対策等支援事業	※搬出経費の一部を補助支援し、事業者の負担軽減と森林所有者への還元を図る。	事業継続				
【森林資源循環利用促進事業】	【町内の間伐材を燃料生産施設で加工し、町内のバイオマスボイラーへ供給する業務を委託する。】	—	内容等を変更し継続			
森林環境保全整備事業	※施業を実施している森林所有者の負担軽減を図るため、国・県の補助金に町が嵩上支援を行う。	事業継続				

事業名	内容	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
流域森林総合整備事業	※町森林組合が実施する造林事業全般に対し、事務費の補助支援を行う。	事業継続 →				
【地域林政アドバイザー支援事業】	【町森林整備計画の推進や再造林の確認、森林経営管理制度の方針決定等を町と行い、適正な森林管理を促進する。】	—	町森林組合へ委託し継続 →			

【評価指標】

指標名 (単位)	現状値 (R2)	(R3 年度)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
間伐・更新伐面積 (ha)	88	(90)	95	95	95	95
意向調査実施面積 (ha)	143	(200)	200	200	200	200

4 評価と推進体制

(1) 施策の評価

各施策については各戦略に掲げる数値目標や目的の達成状況などをもとに、事業効果を検証し、効果の低いものがあれば、事業の効率性や実効性の観点から毎年度事業内容の見直しを行い、十分な効果が発揮できるよう改善し、次の事業展開に反映させるなど「PDCAサイクル」で進行管理を行います。

【評価方法】

- ・「P」 PLAN (計画)
事業の計画企画・立案
- ・「D」 DO (行動)
計画に基づく事業実施

- ・「C」 CHECK (評価)
進捗状況の確認・達成状況の評価

※中間報告や事業見直し等の際、
「西会津町農林振興審議会」に報告します。

- ・「A」 ACT (改善)
改善方法の検討



(2) 推進体制

活気のある元気な産地づくりのためには、生産者をはじめとする関係者から様々な現場の声を聞き、それを施策に反映させ、その効果を現場にフィードバックさせていくことが重要です。そのため、農業経営体はもとより、農業協同組合、森林組合等関係団体との緊密な連携は欠かせません。

また、生産を支える基盤となる農業用施設等の適切な維持管理を長期にわたって実施していくためには、国、県、土地改良区や水利組合、地域住民等との連携、さらに、農業生産に必要となる機械・設備の導入や栽培指導など技術面から専門的な支援を行っていくには、東北農政局福島拠点や喜多方農業普及所をはじめとする国・県等の関係機関との連携も必要です。

そして、本町の食と農業に対する町民の皆さんの理解、協力、支援をいただくことも重要であり、そのため農林業の情報を幅広く、分かりやすい形で町広報紙やケーブルテレビ、町ホームページ等を活用し情報発信していくことも求められます。

このようにして、町民をはじめ、関係者、関係機関・団体と、それぞれの役割、事業内容等に応じて、連携・協力しながら各事業を実施していきます。